

令和2年 第4回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 6月3日（水）から11日（木）まで9日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
6月3日	水	本 会 議	10時	開会・議案上程・質疑・委員会付託
4日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会	13時30分	付託事件審査
5日	金	予 備 日		
6日	土			閉 序
7日	日			閉 序
8日	月	休 会 日		
9日	火	本 会 議	10時	一般質問
10日	水	本 会 議	10時	一般質問
11日	木	本 会 議	10時	審査報告・採決・閉会

令和2年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第1号）						
	令和2年6月3日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開会開議			議長		
	令和2年6月3日 午前10時00分			星 正彦		
	閉会開議			議長		
	令和2年6月3日 午前10時58分			星 正彦		
出席及び 欠席議員	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	添田政勝	出矢	11	西藤典子	出矢
	2	野口美恵子	出矢	12	的野信之	出矢
	3	田中二三輝	出矢	13	須山由紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢			
	5	新谷留晴	出矢			
	6	篠原哲哉	出矢			
	7	星正彦	出矢			
	8	有働徳仁	出矢			
	9	栗田美和	出矢			
会議録署名 議員	8	有働徳仁	9	栗田美和		

職務 席	議会事務局長	武谷朋視	出矢	議会事務局次長	長浦良	出矢
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出矢	会計課長	友澤和子	出矢
	教育長	栗田ゆかり	出矢	建設課長	松永憲昌	出矢
	総務課長	三戸公則	出矢	政策推進課長	高橋奈美江	出矢
	福祉人権課長	芝野英和	出矢	地域振興課長	立石一夫	出矢
	税務住民課長	藤原光徳	出矢	上下水道課長	原敏勝	出矢
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	筒井英和	出矢	教育課長	古後憲浩	出矢
	保険健康課長	梶栗恭輔	出矢			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和2年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月3日 午前10時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第43号 鞍手町固定資産評価員の選任
- 日程第4 議案第44号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第45号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第46号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第47号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第48号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第49号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第50号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第51号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除

令和2年6月3日（第1日）
開議10時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和2年第4回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております令和元年度鞍手町繰越明許費繰越計算書と令和元年度鞍手町事故繰越計算書。第7次鞍手町行政改革の策定。鞍手町人口ビジョン（令和元年度改訂版策定。）第2期 鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、並びに、監査より提出されております新たな鞍手町監査基準の策定等の通知及び例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定より、議長において8番議員 有働徳仁議員及び9番議員 栗田美和議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から6月11日までの9日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から6月11日までの9日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第43号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第3 議案第43号は、鞍手町固定資産評価員の選任議案であります。

本議案は、4月1日付けの人事異動により、税務住民課長が異動したため、新課長を鞍手町固定資産評価員に選任するため議会の同意を得るものです。

なお、別紙で略歴書を添付いたしておりますのでご参照ください。

以上が、日程第3 議案第43号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第43号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第43号は、会議規則第38条 第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第43号 鞍手町固定資産評価委員の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第43号は同意することに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第44号から、日程第9 議案第49号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第4 議案第44号から日程第9 議案第49号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第44号は、鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第5 議案第45号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、個人の町民税において、ひとり親控除の創設等を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等が施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第6 議案第46号は、鞍手町手数料条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、個人番号の通知カードの廃止等を内容とする、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、鞍手町手数料条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第7 議案第47号は、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、福岡県後期高齢者医療広域連合が、新型コロナウイルス感染症に感染するなど一定の要件を満たした被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めたことに伴い、鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第8 議案第48号は、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、特定地域型保育事業者に求められる連携施設の確保要件に、適用除外規定を設けること等を内容とする特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部について所要の改正を行うものであります。

次に日程第9 議案第49号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本議案は、これまで都道府県知事にのみ実施することができるとされていた放課後児童支援員認定資格研修が、政令都市及び中核市の長においても実施できることとすることを内容とする放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部について、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第4 議案第44から日程第9 議案第49号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

第11条として、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正という項目がございます。

情報通信技術の利用のための能力、又は、利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるものとするという一文がございます。

もし、いま何か具体的な方策等々が決まっていれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この第1条の格差の是正につきましては、格差是正のためにはハードとソフトの両面から

取り組みが必要ですが、現時点で具体的な施策を申し上げることはできません。

本年度中にこの条例の中の第3条のところで、情報システム整備計画を策定することも記載しておりますので、その中で具体的な施策をお示しして行きたいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

次に、第3条のことも聞こうと思っていたのですが、そうすると、ただ今の答弁によると第3条による情報システム整備に関する計画といったものについても今年度中に策定するというふうな理解でよろしいのか、それともこれについては既に何らかの計画の目処が立っているのか、その辺を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

まず、単年度毎の短期的な計画につきましては、令和2年度の整備計画につきましては、素案はできておりますので、この条例が議決いただいた後に早急にそこは公表して行きたいと考えております。

また、中長期的なところの計画につきましては、今年度中を目処に策定をして行きたいと考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

今の答弁によりますと、この第3条の中で短期的に、今年度中の計画のシステムの整備計画はできていると。それを基にして第11条に戻って利用機会の格差是正を図るための必要な項目の処置を講じていく、そういうことを今年度中に策定すると。そういうふうな一連の作業で行っていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

いま議員さんがおっしゃるとおりでございます。基本的には単年度計画につきましては、その年度における電算システム、情報システムの整備に係るところをこの計画に上げて行きたいと思います。

それから、中長期的な計画につきましては、いま中長期的なところと申しますが、総合計画のように10年のような計画は想定しておりません。今この情報技術の進歩につきましては、10年も経てばなかなか追いついていけないところがございますので、これは概ね、い

ま想定していますのは3年程度を目処に計画を作つて、それを中期的な計画を隨時見直して行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

通知カードからマイナンバーカードへ切り換えるということで、これは議案の46号にも出て来るのですが、現在マイナンバーカードの発行は、町民の何パーセントぐらいに行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員、46号で再度質問していただければと思います。

他に質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いま9条のところに適用除外というのがあります。適用除外の（1）ですが、手続き等の内、申請等に関わる事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合はかかるのですが、次の許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があること、これも適用除外になっているのですが、具体的に内容が分からぬのでお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

そこに記載しているとおり、行政として書面により原本を発行するようなものを想定しています。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ちょっと今の説明では分からぬのですが、事業所といふのはどの事業所のことですか。具体的には。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

事業所にあります一般的な事業所等を想定されると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

第4条2項で当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講ずる必要がありますが、これは具体的にはどういうことですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

今回のこの情報システムの整備につきましては、いま申されましたように情報システムの安全性及び信頼性を確保するため町単独に限らず、情報システムを利用する組織全体のところもありますので、組織全体としてこの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を行っていくということです。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなか分かりにくいのですが、必要な措置を町が講じないといけないのでしょう。ですが、全体としてサーバーの問題だとかいろいろあるでしょうが、その辺をぜひ具体的に教えていただきたいのと、そもそも目的の中で手続き等に係る関係者の利便性の向上だとか、町民生活の向上及び地域経済の健全な発展に寄与するということが目的として掲げられて、町民にとってどういうサービスが向上されるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

まず、最初のご質問ですが、この安全性及び信頼性を確保するために必要な措置というところは、これはシステム上のセキュリティを強化していくところでございます。

それから、住民にどういうふうな利便性があるかというところでございますが、今回の特別定額給付金につきましては、オンライン申請によって迅速に給付が可能になるということは国も想定しておりました。本来であればこれは情報システム等はきちんと稼働していればそういうような結果が得られたというところでございます。

但し、特別定額給付金につきましては、その点についてはまだ課題が残ったというところでございますので、今後こういう情報システムを活用する上で課題、問題を解決していけば町民、それから国民に、地域経済にもこのシステムの利用に係る定義が教示できると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

定額給付金につきましては、政府も口座を紐付けするとかということを言っています。今回のこの情報システムの技術の関係にすれば、定額給付金で言えば自分の暗証番号を覚えていないとか、いろいろな問題があるわけです。これを改正されたからと言って何にもそれは改善されるわ

けではないと思います。今までのを忘れているわけですから。

私は作っていませんから分かりませんが、とにかく安全性、信頼性の確保というのと、町民、国民の感情とすれば個人情報は国に握られたくないというのが一番ですよ。ですからこのマイナンバーカードというのが普及しないわけです。だから私が聞いているのはその安全性、信頼性が本当に確保されるのか、そしてこの目的が達成されるのか、ものすごく疑問に思うわけです。

その点についてもう一度どういうふうに考えるのかという答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この4条につきましては、その前の3条で情報システムの計画を立てるというふうにあります、いま宇田川議員がご指摘をされていることにつきましては、この計画の中で謳って行きたいというふうに思っています。

この計画としてでなく一般論としまして現在いまソサエティ5.0というようなことで大きく情報通信技術が、このコロナも含めて大きく変わろうとしています。その端的なものとしてテレワークであったりとか、ウェブ会議であったりとか、そういった情報通信を利用したものも含まれています。と同時に、他市町ではスマホを利用して申請をしたりだとか、そういったことも行われています。これは一般論としてですが、銀行の決済にしましても電子マネーによる決済だとか、スマホでの決済だとか、そういった大きく世の中の情報通信技術を利用した社会、経済が加速度的に進歩しているという状況の中で、行政の手続き等に関してもそういった情報通信技術を活用した、技術を利用するによって町民、住民の皆様の利便性に貢献していくのではないかということから、この情報システムの計画を策定するということになっております。

そして先程答弁をしましたが、日進月歩大きく情報通信技術は進歩しておりますので、計画の長期といつてもなかなか本にある意味でも10年というようなスパンでは計画も実際の世の中とのズレが生じてくるということも考えられますので、せいぜい3年を目処に情報システムの計画を策定しようというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第44号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第44号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の税条例の改正によりまして町民にとっての影響とか、また町自体の影響はどういうふうに変わらるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町民の中で影響があるというものは、寡婦控除が一番該当して来ると思います。

今回新たに令和3年1月1日施行分として全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻暦の有無による不公平と、男性のひとり親と、女性のひとり親の間の不公平を同時に解消するための措置が講じられております。

今まで寡婦というのは未婚の場合は寡婦の対象にはなりませんでした。今回からはひとり親の控除の対象になるということが一番の住民に対する影響があるところだと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第45号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第45号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先程質問いたしました件です。これが通知カードを廃止してマイナンバーカードにということで手数料自体がなくなりました。通知カードの再交付の500円はなくなりまして、マイナンバーカードだけの再交付になって800円となっております。こういうふうにどんどん進んでいるのですが、いったいマイナンバーカードの発行数は町民の何パーセントになっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

最新の5月、国から報告があつております。5月17日現在で、鞍手町で1,775枚交付されております。率にいたしまして11.04%の率でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第46号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第46号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第47号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

臨時議会の時に国保の傷病手当がありましたら、新たに後期高齢者医療に対する傷病手当が設定されているようですが、その中の被保険者等に関わるとありますて、これは対象が被保険者は全員に対象になるのか、それとも等の中にはどういう方が含まれるのかお尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

この被保険者等につきましては、被保険者、後期高齢者医療に加入している方全てが対象となります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金ということですけれども、後期高齢者医療といえば、年齢で言えば75歳以上という形になります。もちろん元気で働いている方もおられると思うのですが、どういった場合にこの傷病手当金が支給されるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

まず、対象となる方は、後期高齢者医療の対象者75歳以上です。65歳から74歳までの方の重度障がい者医療の受給者も対象になります。

これを合わせますと、本町での後期高齢者医療の被保険者数は4月末現在で2,847名

が対象であります。この中でまず給与所得者が対象になります。給与所得者につきましては、2,847名の内144名が給与所得がある方でございます。この144名の中で今回新型コロナウイルス感染症に感染した方、あるいは感染の疑いがある方でお勤めを感染症のために休まざるを得ないというような方が休んで3日までは傷病手当金は出ませんが、4日目以降にお仕事に行って、本来もらえる給与が貰えなかった場合に対してこの傷病手当金が交付されることでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

金額等は国保と同じ扱いでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

傷病手当金の上限額につきましては、先の臨時会で議決をいただきました国民健康保険の方と同じように、上限は3万887円でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第47号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第47号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

3月議会の時にこれと同じことについての議論がありました、特定地域型保育事業というのは、いま鞍手にはないというご回答をいたしましたが、現在はどうなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

ご質問のございました特定地域型保育事業を行っている事業所につきましては、いま現在も鞍手町内にはございません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第48号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第48号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

この研修自体が都道府県知事が行う部分でしか駄目だったものが、中核都市、若しくは指定都市という形になっていますが、近隣で言う中核都市、福岡県内でいう指定都市というのはどういうところが当たるのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

指定都市につきましては、人口50万人以上の政令に指定された都市ということでございますが、中核都市については人口が20万人以上で政令による指定を受けた、福岡県で言えば、福岡市、北九州市、久留米市でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

その3市については研修の場を設けるようにしているのでしょうか。例えば、鞍手町の方が研修を受けようとする場合に指定都市等に行って研修を受けることができるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

現在その研修について行っているかどうかはちょっと把握ができておりませんが、受講とする機会が拡大したということで、当然鞍手町の希望される方もそちらの方で研修を受けることができるということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第49号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第49号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第50号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第10 議案第50号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第50号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算第3号であります。

本議案は、歳出では、2款 総務費において鞍手駅関連施設管理費で、老朽化している駐輪場の一部等を撤去する工事費として300万円を計上するとともに、施設全体の老朽化が進む鞍手駅関連施設について、長期的な視点による施設整備の方針を具体的に検討するため、鞍手駅関連施設整備基本構想策定事務費で308万円を計上しています。また、コミュニティ助成事業費で、一般財団法人自治総合センターから助成金の交付決定を受けたため、一般コミュニティ助成事業補助金220万円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、養育医療費で対象乳児の医療に係る公費負担分に不足することが見込まれるため938万8千円を追加しています。また、新型コロナウイルス感染症対策費においては、感染症対策に係る住民周知文書等の発送関連費用として45万7千円を追加しています。

次に、10款 教育費では、学校給食センター管理費で、小中学校の臨時休業に伴う学校給食休止にあたり、その影響を受けた福岡県学校給食会への補助金として81万8千円を計上しています。

一方、歳入では、歳出予算に関連する国庫支出金、県支出金などを追加しております。

これらの要因により、不足する財源1,533万2千円につきましては、財政調整基金から繰入れ、歳入歳出を調製しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2,654万6千円を追加し、予算総額は、歳入歳出それぞれ100億3,134万6千円としました。

以上が、日程第10 議案第50号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第50号について、まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の12頁をお開き下さい。

2款 総務費及び3款 民生費について、12頁から17頁まで質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

13頁 先程提案説明の中にもありました、鞍手駅の関係で工事請負費と委託料、2つ合わせてお聞きしたいのですが、ここにありますように駐輪場の一部を撤去して、その工事費として300万円、基本計画の構想の事務委託料としてという308万円が上がっていますが、まず、駐輪場の方につきましては撤去と同時に新しいものを設置するのか否かをお聞きします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この駐輪場の撤去につきましては、今年の3月下旬に強風が吹きまして、この鞍手駅の左側の方の駐輪場になりますが、屋根が飛びそうになったり、腰板が飛びそうになりました。大変危険ですので、この駐輪場の屋根等の撤去をする工事費でございます。

新たに駐輪場を設置する予定は現在のところございません。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

わかりました。次に、先程申しましたように、基本構想策定事務費として業務委託料が上がっていますが、これはどういった形になるのですか。例えば、委員会等を設置するなり、ここにありますように委託先を選定するなりという形になるとは思うのですが、どういうふうな形を取るのかをまず教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の鞍手駅関連施設の事務費につきましては、委員会等の設置はございません。委託料で業務委託を選定して実施したいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

過去に聞き及んだ話ですが、JR関係のこういった業務委託先というのはある程度、普通にできるわけではなくて、専属、選任という感じの業者が多いというふうに聞いていますが、そういう事業者を選定するにあたってはどのような方法で行うのかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

先程議員がおっしゃいましたように、今回の駅関連施設の部分につきましては、提出目的が競争入札等には適さないというふうな形で考えております。特にJR路線周辺での工事につきましては、鉄道関連の工事となるため鉄道事業法等により技術基準の適合など様々なことが想定されますので、今回につきましては、地方自治法施行令第167条2の規定によりまして随意契約を想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今の関連ですが、特にやはりJR鞍手駅の改修ということなので、以前より他の議員から質問もあっていましたエレベーターの設置だとかということもあると思うのですが、町の要望としてはどういうものを特にされているのか、そういったものの中身を踏み込んで業務委託するのではないかでしょうか。全部丸投げでやるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の基本構想の策定につきましては、先程からお話しがありましたように30年以上駅舎についても、広場についても経過しております。その中で今後の駅舎、駐車場位置及び将来を見据えたバリアフリー化の計画をコンセプトに持って3案程度策定していただきまして、その中に平面計画図に基づいて概算工事費などを算出していただきながら今後どういうふうな方向性でやるかを双方で検討して行きたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。今回の事務費については全部単費になっています。

JRの駅ですから今後の工事もあります。とすればやはりJRからも負担して貰うべきではないでしょうか。どういうふうになっていますか、全部単費でやるということですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の予算につきましては、基本構想を策定した中で有利な財源を確保して行きたいと考

えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の基本構想の策定事務費は有利な財源をということでしょうが、工事費ですよ。今後工事するにあたって、JRは一銭も出さずに利便性は向上するわけです。JRにとっては利益があるわけです。ですがお金は一銭も出さないという形になるのですよ。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

駅舎等につきましては、鞍手町の所有財政という形になりますので、鞍手町の方で有利な財源を検討しながら工事の方を進めて行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

13頁の財産管理費についてですが、基幹システムの管理費ということで保守点検等の委託料とあります。これは先程の議案第44号の関係なのか、それとも単純な保守点検なのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

この保守点検等委託料につきましては、先程の条例とは関係ございません。これは申告用のeタックスの連携業務のシステム導入のための改修費用でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

13頁のコミュニティ助成事業費の中身について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 高橋 奈美江君

お答えいたします。

今回の一般コミュニティ助成事業の補助金につきましては、昨年度申請団体が5団体ございました。その内の猪倉区の方で申請の決定が出ておりますので、その分の補助費というよ

うな形になります。

内容については、エアコンの設置、会議テーブル等々の購入というふうな形になっていきます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

15頁の介護予防事業費の介護予防事業ポイント交付金の減額、それから介護予防事業委託料が減額されていますが、この理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

介護予防事業ポイント交付金につきましては、昨年度、令和元年度に行いました事業に対するポイントの申請、これを今年度の4月1日から1ヶ月間までに受付を行いました。

申請者は225名ほどいらっしゃいました、その結果必要となる金額が31万2,400円となりましたので、当初予算額との差額100万7千円を減額するものでございます。

介護予防事業の委託料、これの減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大のため4月と5月につきまして運動教室等が実施できませんでした。従いまして、これに掛かります費用を減額しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

同じく15頁ですが、福祉人権課包括支援センターの関係の需用費の中の消耗品費が260万円ほど上がっていますが、これはどういったものを予定されているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

この消耗品費の増額につきましては、新型コロナウイルス感染防止のために外出やスポーツなどを控えて自宅で生活を送っておられる高齢者に対します、自宅でできる運動としてふくら鞍手体操のDVD、これにつきまして必要な世帯に対し配布をしたいと考えております。それに係る費用を計上させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

4款 衛生費から8款 土木費について、16頁から19頁まで質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

17頁 衛生費の養育医療費についてもう少し詳しく説明をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

養育医療費の補正につきましては、当初予算で2名分、社会保険の加入者1名、生活保護世帯の受給者1名ということで、医療費の額につきましては、過去5年間の平均で439万5千円を当初予算として予算措置させていただいておりました。

その結果、令和2年3月に生活保護受給中の出生が1名ございました。この方が4月末までに入院されておりました。その医療費の請求額が3月分として5月の月に請求がありましたけれども、その金額が279万7,870円でございました。予算残額が159万7,130円となっております。

4月末まで入院されておりますので4月分の請求が今月にある予定でございます。現在のところ医療費の請求の額は分かってはおりません。そのため今回補正させていただくわけですが、またそれと合わせまして現在生活保護受給者の方1名が妊娠中でございます。その方が8月の月には出生予定というふうに把握しておりますが、もし養育医療費の対象となれば、その方の分の養育医療費につきましても町の方が支払わなくてはなりませんので、過去の例を参考といたしまして今回養育医療費938万8千円ほど補正させていただいている次第でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費まで、18頁から23頁まで質疑はありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

21頁の老朽消防施設等解体撤去費補助金について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

これは町内にあります消防施設の内、自治会等が管理していますもので老朽化して危険なものにつきましては、解体にあたりまして町がその解体費の一部について補助をするという

内容でございます。

具体的には、町内 20ヶ所の消防格納庫がございまして、その 20ヶ所の内 12ヶ所に火の見櫓が建っています。その火の見櫓が老朽化して危険ですので、その解体費用の一部について補助をするもので、事業費の 3 分の 2、上限 50 万円としてこの補助をするものでございます。今回計上しています場所は、長谷区を想定しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

21 頁の中学校の振興費で講師謝礼というのがあるのですが、これの内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

これは県の方より英語教育強化推進事業の指定を受けました。その関係で中学校にイングリッシュサポーターを派遣するという報償費と、それに伴いまして英語学習ソフトライセンスの使用料ということで 137 万 3 千円を計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

23 頁の会計年度任用職員報酬が上がっていますが、これはコロナのあれとはまた別の話なんでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。

これはコロナの関係ではございません。豊翔館高校の養護教諭の方の会計任用職員としての採用なんですが、これに職歴加算の差額分を今回 39 万 4 千円と、職員手当として 8 万 6 千円計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8 頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から11頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第50号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第50号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第11 議案第51号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第11 議案第51号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和2年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、令和2年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業3社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第11 議案第51号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第51号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から8日までの5日間は委員会審査及び休日のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日4日から8日までの5日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会10時58分

令和2年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
	令和2年6月9日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開会開議			議長		
	令和2年6月9日 午前10時00分			星 正彦		
	閉会開議			議長		
	令和2年6月9日 午後0時46分			星 正彦		
出席及び 欠席議員	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	添田政勝	出矢	11	西藤典子	出矢
	2	野口美恵子	出矢	12	的野信之	出矢
	3	田中二三輝	出矢	13	須山由紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢			
	5	新谷留晴	出矢			
	6	篠原哲哉	出矢			
	7	星正彦	出矢			
	8	有働徳仁	出矢			
	9	栗田美和	出矢			
会議録署名 議員	10	許斐英幸	出矢			
	8	有働徳仁	9	栗田美和		

職務 席	議会事務局長	武谷朋視	出矢	議会事務局次長	長浦良	出矢
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出矢	会計課長	友澤和子	出矢
	教育長	栗田ゆかり	出矢	建設課長	松永憲昌	出矢
	総務課長	三戸公則	出矢	政策推進課長	高橋奈美江	出矢
	福祉人権課長	芝野英和	出矢	地域振興課長	立石一夫	出矢
	税務住民課長	藤原光徳	出矢	上下水道課長	原敏勝	出矢
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	筒井英和	出矢	教育課長	古後憲浩	出矢
	保険健康課長	梶栗恭輔	出矢			
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

令和2年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月9日 午前10時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和2年第4回定例会

No.1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指 定者
11番 西藤 典子	新型コロナウイルス感染症に対する対応、感染防止策について <p>1 検査体制の強化充実。</p> <p>(1) くらべて病院の発熱外来の設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その時期、内容、予算は。 ・新PCR検査の導入は。 <p>(2) 新病院における対策は。</p> <p>2 医療・社会福祉施設等に対する更なる経営支援は。</p> <p>(1) 手指消毒用エタノール等の物資の確保は。</p> <p>(2) 事業従事者に対する手当の支給は。</p> <p>(3) 陽性者が出了した場合の入所者の保護、医師等の専門家の派遣及び防護用具等の扱い方の指導等は。</p> <p>(4) 高齢者にもわかる情報の提供は。</p> <p>3 小中学校等の今後の対応策は。</p> <p>(1) 感染防止策は。</p> <p>(2) 授業の内容、方法及びクラス編成等は。</p> <p>(3) 夏休み、その他の行事等は。</p> <p>(4) 家計急変の場合の就学援助等は。</p> <p>(5) 保護者感染時の残された子どもの保護。</p> <p>4 自然災害発生時の対応策は。</p> <p>(1) 避難所の確保は。</p> <p>(2) 感染防止策は。</p>	町長 教育長
8番 有働 徳仁	「新型コロナウイルス感染症」持続化給付金に関する鞍手町独自支援について <p>(1) 中小企業及び個人事業主に対する持続化給付金への鞍手町独自支援策は。</p> <p>(2) 県の支給対象者に対し、追加支援を想定しているが、希望者全員に対し町独自に支給する考えは。</p> <p>(3) 本町に居住又は事業所がある事業主に対し、国、県の支給状況に拘らずに支給すべきでは。</p> <p>(4) 申請手続きについては、簡略化し早期に支給を実現すべきでは。</p>	町長
3番 田中 二三輝	1. 「不法投棄ごみ」に関する適正なルール作りについて <p>(1) 高齢化の著しい本町の状況を鑑み、「不法投棄ごみ」に関して、要綱等で費用の一部負担を可能とする適正なルールを構築し、今後の町民等からの相談に応じる考えは。</p> 2. 「新型コロナウイルス感染症」に対する鞍手町独自支援について <p>(1) 国は基準日に「住基登録」されている国民1人につき金10万円を一律給付したが、基準日以降に誕生する新生児に対しても同様に金10万円を町独自に支給する</p>	町長 町長

	<p>考えは。</p> <p>(2) 近々の我が国の将来を担う鞍手町出身者で勉学に励む学生に返済不要な「コロナ奨学金」を町独自支援として創設すべきと考えるが。</p> <p>(3) 本町の「新型コロナウイルス感染症」に関する医療体制は。</p>	
5番 新谷 留晴	<p>新型コロナウイルス感染症対策による、本町の緊急独自支援対策について</p> <p>(1) 児童手当（国費分）に5千円上乗せ、一人親家庭については、1万円の臨時特別給付を行うとしているが、2次3次と感染が拡大すると予想されるが、今後の対応は。</p> <p>(2) 水道料金については、基本料金を6ヶ月間免除としているが、その他の電気、ガス、ゴミ袋料金等を補助する考えは。</p>	町 長
4番 宇田川 亮	<p>コロナ危機の対応について</p> <p>1 感染拡大防止等</p> <p>(1) 抗原・抗体検査は。</p> <p>(2) 小・中学校の対応は。</p> <p>(3) 学童保育、保育所及び介護施設等、福祉施設の対応は。</p> <p>(4) くらて病院をはじめ医療機関の対応は。</p> <p>(5) 理・美容及び飲食業の状況と対応は。</p> <p>(6) 避難所の定数と対応は。</p> <p>(7) 建設中のくらて病院及び新庁舎建設のコロナに対応した変更は。</p> <p>2 町独自支援について</p> <p>(1) 医療・介護施設等の財政支援は。</p> <p>(2) 持続化給付金の簡素化とスピードは。</p> <p>(3) 地方創生臨時交付金の配分子予想と独自支援は。また、いつ頃を予定しているのか。</p>	町 長 教育長

令和 2 年 6 月 9 日（第 2 日）
開議 13 時 00 分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第 1 一般質問を行います。

質問はお手元の予定表の順序により行います。

最初に、11番 西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

新型コロナウイルス感染症に対する対応、特に感染防止策について質問いたします。

まず、検査態勢の強化充実についてですが、すぐお隣の北九州市で第2波と思われる感染が広がった新型コロナウイルス感染症でございますが、3月23日にある区の場合、一人の職員の方の感染が判明したと。この方は発症が17日であったと。そこで当時は37度5分が4日ぐらい続いて、そして相談して検査ということですから、発症は17日でしたけれども6日ぐらいかかるかって23日に判明した。

同日の夜に、すぐに同じ課の方を全部濃厚接触者と認定しましてちょうど2週間、発症から2週間の31日まで出勤停止とした。ところが当時の市内の検査態勢が1日当たり40数名でしかなかった。医療従事者や市民に向け検査態勢を確保する必要があったため濃厚接触者については症状がなかったのでPCR検査は行われなかった。そして24日には区役所を臨時閉鎖し、専門家が一斉消毒して感染防止策を講じたということが3月の終わりの段階では行われていたのです。その後いろいろなことが起こりまして、厚労省から指導が入って、そして厚労省の方針が変わりまして、厚労省は濃厚接触者でも症状がなかったらしなくていいという方針だったようです。

5月29日から厚労省の方針が変わって、症状がなくても濃厚接触者にはPCR検査をするということになった。そういうことがテレビでも放映されていましたが、担当の方はほっとされていました。やはり検査態勢の強化、これが非常に重要なと思います。

5月の初め、日本のPCR検査数は人口10万人当たり190件です。その当時ドイツやイタリアでは人口10万人当たり3,000件、韓国でも1,200件の検査が行われていた状況であったということです。

ところが日本の場合一桁違つてということであったと。それが誤りであったということです。検査の仕方が変わったということあります。

そう言うときに非常に嬉しいことに、先日の臨時議会で町独自の政策が決定されました。

町独自の対応策としまして、くらて病院は発熱外来の受診体制の整備に要した費用を補助しますと決定しまして非常に心強く思った次第でございますが、くらて病院の発熱外来の受診体制の整備はもうできているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今回、西藤議員からのご質問の中で、新体制の整備というような項目はございません。検査態勢の強化、充実ということで、

(1) くらて病院の発熱外来の設置についてということで、その時期、内容、予算は。そして新PCR検査の導入は、

(2) として新病院における対応策はということでお尋ねがございます。

今日、今の質問には通告の中にはございません。それで準備もできておりませんし、お答えのしようがございませんので、もう一度改めてご質問をいただければと思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

発熱外来の設置と時期とお尋ねしていましたからできたのか、まだなのかのその辺を聞きたいと思ったのですが、まだあればいつ頃に設置が実現する予定でございますか。それも分からぬですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程来から、くらて病院の件に関しまして検査態勢の強化充実と先程言いました。予算通告書にはありました。

その質問についてですけれどもお断り申し上げますが、町の一般事務についての取り扱いとしては、くらて病院の件についてはございませんので、一般質問というのは、従来鞍手町の議会会議規則の中で、第60条に、議員の皆さんは町の一般事務について質問することができるということになっておりますので、その件についても一般事務の取り扱いではございませんので、お答えのしようがございませんが、今回くらて病院に対して今日通告をいただいたものにつきましては、くらて病院の方から報告を受けております。その報告を持って回答とさせていただきたいと思います。

くらて病院につきましては本年2月20日より、通常受診の患者さんと発熱者の動線を交差させないように従来型の発熱外来を開始し、4月20日からは院内での感染を防止するため有症者の診察室と待合室として、先程からありましたように、屋外にコンテナ4棟を設置し、院内にウイルスを持ちこまない対策をとっております。

このコンテナ4棟の設置費用につきましては、先程議員からもありましたように、町の支

援策として167万2千円を支出しているところです。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

予算は167万2千円ということでございました。PCR検査センターと言いましてもいろいろあると思いますが、東京都などは5,000万円ぐらいの予算をかけてというようなことのようです。やはり検査体制は非常に重要なとだと思いますので、予算があれば必要な予算をぜひ支出していただきまして町民のためのしっかりとした検査体制を充実させていただきたいなと思う次第です。

最近、PCR検査につきましても大変な進化が行われております。6月2日ですか唾液を検体とする検査、そして感染リスクが低い、制度にも差異がない、医療保険の対象にもなるということが発表されました。

また7日には、ゲノム編集技術を用いた迅速検査法を東大等のチームが開発して、PCR検査と同程度の高い感度を持っておりまして、安価で検査できると。早ければこの冬までに実用化したいなというようなニュースが流れていきました。ぜひそういうものも取り入れていただきまして、なるべくお金が掛からない状況で、町民がPCR検査とかの感染の検査ができるような体制をとっていただきたいと思っています。

次の質問ですが、いま建設中の新病院ですが、ここにおいてのコロナに限らず感染症の検査体制はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新病院における対策はということです。今回新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、新病院における感染対策について本年4月に2つの変更を行ったというふうに報告を受けております。

1点目は、簡易陰圧室の配置です。簡易陰圧室とは室内の空気や空気感染の可能性がある細菌が外部に流失しないように気圧が低下している部屋のことです。

実施設計の段階では、簡易陰圧室を救急外来診察室、小児科診察室、講師室、透析室及び病棟個室に8床としていましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の状況により、当初の計画から感染症検査室及び個室4床を追加したと報告を受けております。

追加した感染症検査室は、今回の新型コロナウイルス感染症のみならず、結核菌、マイコプラズマ、レジオネラ菌を加え将来危険性が注目されるスーパー耐性菌などの未知の病原菌に対する遺伝子検査が短時間で対応できる陰圧室です。

2点目は、現病院にも設置している発熱外来用のプレハブ施設について、新病院においてもより安全性に対応するため、感染症対応のための屋外発熱外来設置場所を確保するとともに、電力の供給や電子カルテシステムの仕組みを追加し、設計を変更したとの報告を受けて

おります。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いろいろしていただいてかなり安心できるなと思います。

次の質問に移ります。2番目に、医療、社会福祉施設等に対する更なる経営支援ということでお尋ねしたいと思います。

5月の臨時議会で、医療、社会福祉施設等環境改善対策費として一律10万円の給付が決まりました。それだけでも助かるという声がたくさんありました。ただ現場では、特に介護の現場など、密接の避けられない平常の介護等に要する体拭き、おむつを替えるとき等に使うのですが、あるいは手指消毒用のアルコールが手に入らない、非常に困っていらっしゃる。更には、こういう施設は認知症の方などがいらっしゃって、なぜマスクをしなければならないかということがお分かりにならない方、ゾーニングみたいにしていてもそんなことは全然分からぬで行ったり来たり徘徊をするとか、そういうような方がおられると、そういう中では本当に、常に感染のリスクがあると。その中で非常に気を使って皆さん仕事をされているわけです。だからエタノールが手に入らないなんて言うことは本当に致命的に大変なことなんです。

こういうものがなぜ日本の工業化の進んだ国で手に入らないのか不思議な気がするのですが、何か確保の見通し等はありませんでしょうか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

現在、いま西藤議員が言われますように、手指消毒用のアルコール消毒液やエタノール消毒液の確保につきましては品薄の状態であり、現在町としても入手するのに時間が掛かっている状況でございます。

今後も確保に努めますが、一時に大量での購入は難しい状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

次の質問ですが、先程も言いましたけれども（3）に行きますが、そういうふうな状況で

認知症の方がたくさんいらっしゃって、そういうことが非常にリスクが高いわけですが、そういう方が発症された場合のことを広域連合に尋ねたら、結局そういう状況なら入院が受け入れられないことが多いと。だからその場合は入所を継続、発症しても入院が受け入れてもられないから入所を継続しながら看病にあたるといいますか、そういうことをせざるを得ないだろうという返事であったということで非常に不安に感じております。

そういうことがあるならば、先程も言いましたがアルコールとかマスクとか、そういったことだけでなく感染に備えてのサージカルマスク、手袋、防護服、フェイスシールド、隔離のための備品等も確保しなければいけない、それもなかなか確保できない、そういった確保とお金も掛かる、そういう費用の支援もしていただきたいということもありますし、また、一旦患者が出た場合は手に負えません。

そういう場合は、まずは速やかにPCR検査を受けて、医療にかかる体制が第1ですが、手に負えないから専門の医師等の派遣、前もっての防護用具取り扱いの指導、こういったことも必要になると、そういうことについては町の支援はどうなんだろうかという質問を受けていますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

陽性者が出た場合の入所者の保護、医師等の専門家の派遣及び防護用具等の取り扱いの指導等というご質問ですが、この件につきましても町が取り扱う事務ではなく、ほぼ県の役割で、町が指示をしたり指導することはありません。報告を受けてまた答弁とさせていただきます。

先程、議員が言われましたように、介護保険の入所施設等で入所者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合は、高齢者は原則入院となります。但し、地域の発生及び病床等の状況によっては入院調整までの一時的な期間について、県（保健所）の指示により入所施設等で入所継続を行う場合があり得ます。この場合、施設は保健所の指示に従って対応することとなり、町が関与することはございません。保健所は可能な限り感染管理についての専門知識を有する者の助言を得ることとされております。

防護服、防護用具等の取り扱いについては、くらて病院としては事前に指導等の要請があれば対応していただけると聞いておりますし、そのDVDも用意しているということです。
以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

2番目を抜かしていたのですが、そのようなリスクの中で一生懸命従事していらっしゃる方々がいらっしゃるわけです。

今回一律施設に対して10万円の給付がありましたけれども、そのような感染リスクの中

で介護や医療に携わっている方々に、施設に対する給付とは別に一人ひとりに対する特別給付が必要ではないかと思いますが、これはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

国は新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、全国710万人の医療従事者や介護施設職員に対して1人あたり5万円から20万円の慰労金を支給する令和2年度一般会計第2次補正予算案を閣議決定し、昨日から国会で審議を行っております。

新聞報道によりますと、今週末の12日ころには成立するというような報道もあっております。このことから、町としては医療、社会福祉施設等の事業従事者等への手当への支給等は現状では考えておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

次の質問ですが、高齢者にも分かる情報の提供ということですが、業者の方がおっしゃるには安心して経営を続けるためには、何かあったとき施設間の連携の調整、高齢者にも分かる情報の提供、そういうことを町にお願いできないだろうかという声がありますが、そういうことはどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恒輔君

新型コロナウイルス感染症に関して、町から住民の皆様へ情報提供や注意喚起を行う場合、広報紙やホームページ、チラシの全戸配布などの方法で行っております。今後も必要に応じまして町民の方への情報を発信して行きたいと考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

次の質間に移ります。

小中学校等の今後の対応策はということで質問いたします。

3月4日に始まった臨時休校の休業が終わりまして学校が再開されました。学年の締めくくりと新たな学年のスタートの時期を含む3ヶ月近くの休校。子ども達に計り知れない影響を与えていると思います。いま子どもたちはどのような学校生活を送っているのでしょうか。

ようか。お尋ねしたいと思います。

感染防止対策としてはどんな取り組みがなされておりますか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

この件につきましては、教育課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

各小中学校での感染防止策について説明いたします。

小学校、中学校におきましては基本的な感染症対策といたしまして、登校前、登校後、学習中、給食、放課後の時間帯に分けて対策にあたっております。

具体的には、登校前はマスクの着用と検温をするようにご家庭に依頼しております。

登校後は配布した健康チェックカードを提出し、体育館や昇降口、各教室で発熱や体調を把握するようにしております。

学習につきましては、手洗い場やトイレに手洗い石鹼を準備し、休み時間に一斉に手洗いをしたり、できるだけ児童、生徒の座席と座席の間の距離を取ると共に、出入口や窓を開放し換気に気を付けております。

学校によりましては、学級をグループに分けたり、ソーシャルディスタンス、距離感を育てるために廊下にマークをいれたり、また手作りの透明なついたてを児童の机の前に用意したりしております。

給食につきましては、手洗い場や配膳室が密にならないように学年毎に開始時間をずらしたり、配膳の仕方を工夫したりしております。

放課後は、児童生徒下校後にそれぞれの教室や体育館、使用した特別教室等の消毒を職員で行っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

それでは2番目に行きます。

授業の内容とか方法、クラス編成等で以前と変わったのはどんなところでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

授業の内容と方法についてご回答いたします。

各学校で学年毎に未履修な内容について、職員室に掲示したり、プリントにして配布した

りして、全職員同一教科間、これは中学校ですが、で共通理解を図っております。

児童生徒の力でできる内容につきましては、学習課題として臨時休校の間に家庭でさせ、家庭訪問で確認して理解を深めて行くようにしておりました。

中学校につきましては、教師で作成した教材をネットで配信するという試みも教科によつては行いました。ただ、ほとんどの学習は5月18日以降に始まりました地区ごとや、学年ごとの分散登校から学習内容を進め、前の学年の未履修の内容につきましては、6月3日の段階ではほぼございません。現在の学年に沿った学習内容をほとんどの学校で進めております。

次に、クラスの編成についてお答えいたします。

学校については、1クラスの人数が多いので2つのグループに分けて指導を行ったり、少人数での学習に対応できるよう複数体制での指導を工夫したりしております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

中学校からの連絡などを見ましたが、夏休みは非常に短かかったりしているようです。そういういた夏休みや、その他の学校行事等の今後の見通しといいますか、どういうふうな取り組みになるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

夏休みにつきましては、一学期の終業式を8月7日、2学期の始まりを8月24日からとしていることから、夏休みは8月8日の土曜日から8月23日の日曜日までの16日間としています。尚、その他の行事につきましては、運動会、体育祭はコロナウイルス感染症対策をした上で9月に時間を短縮して午前中に行う予定でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いろいろ聞きますと、生徒の下校後に全職員で消毒をしているというようなこともあります。子ども達も中学校に限りましたら、7時間授業と書いてあった日もありました。

子ども達にも先生方にも今までにない負担が掛かっていると推察いたします。この30日足らずの間ですが、いろいろな過ごし方をした子ども達がいて、生徒間の格差とか、様々な個人差が広がって、今後きめ細かい対応をして行くためには人手を増やしたり、設備を整えたり、時間や手間を惜しまない対応が必要になってくるのではないかと思います。

そこで町長にお尋ねしたいと思いますが、養護教員を始め教職員を増やしてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学習あるいは清掃、消毒、オンライン整備などの

ための支援員の増員を図っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

いま西藤議員の方から教員に対しますいろいろな要望が出ております。これにつきましても執行部と、また教育委員会と話しながらできるのか、できないのか検討課題だと思います。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

教育長にもお尋ねしたいと思うのですが、これから今まで通りでは時間的にも少ないわけですし、子ども達もいろいろな多様化、学力の差などもできていたり、家庭事情なども負担になったりしていると思います。ですから子どもの実態に即した相違工夫、そういうことが必要になって来るのではないかと思います。ぜひそういうリーダーシップをとっていただけたらなと思いますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 栗田 ゆかり君

今の西藤議員のご質問にお答えいたします。

国から、また県の方からもそういう要望についての町としての必要なものは何かということと、いま調査が来ている段階でございます。

町として今何が必要なのかというのを教育委員会、それから校長会、教頭会と職員の皆さんのご意見等を吸い上げながら検討している段階でございます。

今後どういうふうになっていくか、人員をまず確保するということはとても重要になってくると思いますので、十分踏まえながら検討していきたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

4番目でございます。

子ども達はこのコロナウイルス感染症の影響で非常に家庭環境が急変した子どももいて、なかなか学習に真剣に取り組めない、気持ちが晴れないといった子もいるのではないかと思います。新型コロナウイルス感染症の影響で家庭が急変した場合、就学援助の申請が4月以外でもできると、4月に申請となっているが直近の収入状況で申請できるような柔軟な対応ということを国も言っているようですので、もうしていただいているとは思いますが、ぜひ担任の先生を通じまして子ども達にそれとなく家庭の状況などを聞いていただきまして、そ

ういう悲しみや苦しみを背負うような子どもが1人でも少なくなるような対応をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

西藤議員がおっしゃいましたように就学援助につきましては、鞍手町の要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支援要項によりまして、隨時各学校の校長を通じて教育委員会に申請を提出するという仕組みがございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

5番目ですが、こういうこともあるうかと聞いてみるのですが、保護者が感染して、子どもだけが残されるという場合があった場合の子どもの生活をどう支えるのか、そういう方策はありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

保護者の方が新型コロナウイルスに感染した場合は、まずは親族の方にお願いをしますが、親族などによって子どもの養育が難しい場合、福岡県では政令市を除き必要と認められれば児童相談所の一時保護所などで保護することとしております。

費用は国と県が負担することとしており、本町にそのような相談があれば迅速に保健所へ繋ぐこととしています。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

最後の質問に移ります。

今週中にも梅雨入りしようかという状況のようでございます。自然災害が発生するということも十分考えられます。そしてコロナの感染防止の対応、そういったことが非常に重要なって来るのではないかと思いますが、そういう意味での避難所の確保はどういうふうになっていますか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

本町の指定避難所は20ヶ所ございますが、想定収容人数合計は8,700人となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策をとった場合につきましては、収容人数が約3分

の1程度まで減るというふうに思われております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

特にコロナウイルスの感染防止策はどういったことが考えられておりましょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

感染防止策といたしましては、避難所における感染防止対策といたしましては、既に策定しております避難所運営マニュアルの新型コロナウイルス感染症対策偏を新たに作成しております。それを基に感染の拡大防止に努めることとしております。

この新たなマニュアルでは、避難所における感染症対策を始め避難者の健康管理、発熱者等の対応、避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した時の対応などについて避難所における感染症対策を示しております。

具体的には、避難所の受付時に検温や健康状態の聞き取り等を行い、発熱や咳等の症状がある方につきましては、一般の避難者との接触を避けるため発熱者専用の避難スペース等へ誘導するとともに、くらて病院等に連絡し指示を仰ぐようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういうふうに十分対処策はあると思いますが、これは町民に周知徹底をしていないと、いざというときには役に立たないということもあると思います。今後そういった具体的な手立てを町民に情報の提供といいますか、そういったことでぜひお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で西藤典子議員の質問を終了します。

次に、8番議員 有働徳仁議員の質問を許可します。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

通告に従いまして、4点について質問いたします。

現在多くの中小企業者や小規模事業者の方々が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、大幅な収入減少等で苦しんでおられます。

福岡県においては、令和2年5月14日付けで新型インフルエンザなど、対策特別措置法に基づき指定されていた緊急事態宣言が解除されたことで、私達の多くが安堵し、以前の日常を取り戻すことに期待をよせました。

しかしながら、5月下旬から隣接する北九州市で学校や医療機関における新型コロナウイ

ルス感染症のクラスター事例が複数発生し、今後第2波や第3波の襲来と県内各地域への感染拡大が懸念される事態となりました。このような状況の中で更なる感染拡大を想定した上で鞍手町の経済を懸命に支えている中小企業者、小規模事業者を救済する町の独自支援を構築していかなければならぬと私は考えています。

そこで、まず1点目として、中小企業及び個人事業主に対する持続化給付金への鞍手町の独自支援の内容についてお尋ねします。また、比較のため国及び県の事業持続化給付金制度について、その対象や申請方法などについて簡単にご説明下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まず、制度の仕組みにつきましては、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

まず、国の持続化給付金ですが、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者と、その他各種法人等で新型コロナウイルス感染症の拡大により売上が前年同月日で50%以上の減少がある月が1月でもある事業者が対象となります。

給付額は法人が200万円以内、個人事業主等が100万円以内で、申請方法は電子申請に限られています。申請期限は、令和3年1月15日までとなっております。

次に、福岡県の持続化緊急支援金ですが、この対象者は国と同様でございます。しかしながら売上が前年同月で30%以上、50%未満という枠、この減少がある月が1月でもある事業者で国の持続化給付金の対象となっていないことが条件となっております。

給付額は、法人が50万円以内、個人事業主等が25万円以内で、申請方法は国と同様に電子申請に限られています。申請期限は今月末の令和2年6月30日までとなっております。

最後に、お尋ねの町の独自支援策でございます持続化支援金ですが、対象者は県の持続化緊急支援金の給付を受けた事業者です。給付額は、法人が25万円以内、個人事業主等が12万5千円以内で、申請方法は原則郵送としております。

申請期限につきましては、県の申請の末の2ヶ月後であります令和2年8月31日までとしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

それぞれの制度の仕組みについては理解できました。

では、国、県、町とそれぞれ現時点での程度の方か申請をされ、又給付金を受けられて

おられますか、具体的な人数が分かればお答え下さい。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

国、県につきましては、事業者が直接電子申請をするため、町では申請者数や給付金の受給者数は把握できておりません。ただ、鞍手町商工会が相談等を受ける際に把握されている申請者数としましては、直近、昨日現在で国の持続化給付金が32件、県の持続化緊急支援金が13件、町の持続化支援金が11件という状況でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

国や県への給付金申請件数や給付済実数は把握できないということですね。

それでは、町や商工会へ申請について相談されている件数は把握されていますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

相談等を受けました件数としましては、同じく昨日現在で町と商工会を合わせまして、これはひとりの人が県、国にも相談するケースもございますし、数日にわたって複数回相談されることもございますので延べ件数として報告いたします。国の持続化給付金が延べ292件、県の持続化緊急支援金が延べ196件、町の持続化支援金が延べ97件の相談を受けております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

相談された多くの方が申請していると理解してよろしいですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

そう理解されて結構だと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

分かりました。それでは次の質間にまいります。

新型コロナウイルス感染拡大に係る中小企業者などの支援として、県内の他の自治体、例えば小竹町では本年3月、4月、5月のいずれかの月で、対前年比15%以上の減少があれ

ば一律20万円を支給する施策を実施しています。鞍手町の持続化支援金では30%から50%の減少率のエリアのみが給付の対象であり、それ以外の事業者は減少率が多くても、少なくとも給付の対象とはなっていません。

先の臨時会では、対象を絞った理由について説明をされていましたが、もう一度その理由をお聞かせ下さい。その上で対象となる減少率のエリアを広げて、希望者全員に対し持続化支援金を給付するお考えはないのかお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程課長が制度の内容について説明したとおりでございます。対前年比で1月の減少率が50%以上ならば国の持続化給付金が受けられます。上限額は、法人が200万円、個人事業主等が100万円です。

国の制度では、それ以下の減少率の事業者には全く支援がなく、この部分をケアする形で福岡県が県独自の支援策として減少率30%以上、50%未満の法人につきましては、50万円、個人事業主等につきましては25万円を持続化緊急支援金として給付しております。しかしながら県の給付額は、国の4分の1でしかありませんし、決して十分ではないというふうに判断をしました。このため、町として今回は県と協調する形で支援を行うこととしたものです。これにより県と町を合わせた給付金の上限額は、法人が75万円、個人事業主等が37万5千円となっております。

議員がご指摘の30%未満の減少率につきましては、通常の景気動向においても発生する収入の減少率の範囲と判断をし、今回は支援対象から見送らせていただきました。

今後の支援につきましては、先程も答弁をしましたとおり、現在国会の方で第2次補正予算案が審議をされております。その中身、また市町村に対する臨時交付金につきましても配分額等が全く見通せない中でもありますので、今後そういうものが確定した際に検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

町の考えも理解できますが、事業者目線に立ったときに、やはり一番身近な公的機関である町から全く支援がないというのは納得がいかない部分があるのではないかと思います。

その上で、3点目についてお聞きします。

2点目の質問と重なる部分がありますが、本町に居住又は事業所がある事業主に対し、町として国や県の支給条件に関わらず給付金などの支援策を講ずるべきだと思いますが、再度町長のお考えをお聞かせ下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程の答弁と重なるところがありますが、今回の新型コロナウイルス感染症拡大に対する事業者支援につきましては、国、県、町とそれぞれの規模や役割の範囲において進めて行くべきだと思っています。

また、これまでの持続化給付金等の支援は、あくまでも緊急避難的なものであり、緊急事態宣言が解除された現在においては企業継続をサポートする新たな支援策が求められているというふうに考えております。

この問題に関しましては、町の経済団体である町の商工会と共にどのような支援策が効果的なか協議を進めております。国は今年度、先程答弁しましたように、第2次補正予算の中で2兆円規模の地域創生臨時交付金を閣議決定して昨日より国会で審議を進めております。町としましては、その配分額を見定めた上でより効果的に中小企業者、小規模事業者の支援ができるよう様々な支援策について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

緊急事態宣言が解除されましたが、中小企業者や小規模事業者が以前のように事業を展開できるようになるにはまだまだ時間が掛かると思います。本当の苦難はこれからやって来るでしょう。町として有効な施策をスピーディーに実施されることを望みます。

それでは最後の質問に移ります。

国や県の給付金は電子申請が原則だと先程お答えされました。しかしながら鞍手町の持続化支援金は申請書類の郵送を原則とし、また、福岡県持続化緊急支援金が給付された証が必要ということでした。これでは給付が遅くなるのではないかですか。

支援金の申請手続きについては簡略し、早期に支給を実施すべきではないでしょうかお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

申請の手続きにつきましては、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

町の独自支援策であります持続化支援金につきましては、5月20日の臨時議会で予算の議決をいただいた翌日から申請方法等について関係者に周知をすると共に、5月25日から申請受付を開始しております。

本町の持続化支援金の給付要件であります福岡県の持続化緊急支援金を受けていることに

つきましては、この県の支援金の申請受付が町の3週間前以上の5月2日より既に始まっておりました。県の支援金は申請等に不備がなければ約2週間程度で指定口座に入金をするというふうになっておりましたので、既に給付要件を満たした多くの事業者が申請をされ給付金を受け取られているということが想定をされました。

また、県の持続化緊急支援金の振り込みを確認するということを申請の柱とすることで、受給資格の他減少率などの複雑な審査、これを簡素化でき町の持続化支援金を素早く給付できるというふうな事業スキームとさせていただきました。尚、町の持続化支援金の申請の翌日から振込まで掛かる日数は約1週間としています。毎週1回のペースで振り込むこととしております。

直近では、6月3日までに申請をされました10件について、本日、6月9日に振込を完了しています。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

今現在振込を実施されていることは分かりました。

若い経営者ならともかく高齢者など、電子申請の方法が分からず躊躇されたり、そもそもパソコンなどを保有されていない高齢者の事業者もあるのではないかでしょうか。そのような方々のサポート体制はどうなっていますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

国や県の給付金の申請は電子媒体のみ受付とされていることから、例えば、パソコンなどをお持ちでなかつたり、申請方法をそもそも理解できなかつたりされる高齢者などの事業者を対象としたサポート体制というものが国や県で構築をされております。

国の持続化給付金におきましたは、県内16ヶ所、また県の持続化緊急支援金におきましては県内10ヶ所のサポート会場で、パソコン等をお持ちでなくても申請ができるようになっております。

町内には、このサポート会場はございませんが、役場庁舎別館内に設置しております。この1階に設置しております専門の申請相談窓口や町商工会の相談窓口において、受給資格があるかどうかの確認、申請方法についての助言を行い必要に応じて国や県のサポート会場をご案内しております。

また、給付の対象となる可能性があっても申請や相談をされていない事業者、私はもういるらしいというような、貰えないだろうという思い込みの事業者もいらっしゃるということで、そういう事業者に対しましては町の商工会から直接電話連絡等をして、その状況を確認し、給付金が行き届かないといった事態にならないように積極的な申請サポートに努めてお

ります。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

繰り返しになりますが、新型コロナウイルス感染拡大に対する中小企業者、小規模事業者達の戦いは始まったばかりです。今後とも事業者達の声に真摯に耳を傾け、きめ細やかな支援を早急に実施されることを希望しまして私の一般質問を終了いたします。

○議長 星 正彦君

以上で、有働徳仁議員の質問を終了します。

次に、3番議員 田中二三輝議員の質問を許可します。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告に従いまして一般質問を行います。

まず最初に、この数回の議会に亘りまして意見を交換しています町有地以外の不法に投棄されたゴミ処理についての問題でございます。

公費支出に関し、町長と意見を交わしてまいりましたが、お互いの考え方の違いから感情的なやり取りが続き、有意義な意見交換ができるていないというふうに感じておりますし、また、その場において目上である町長に対しての私の発言や言葉遣い等に不適切、または失礼があった部分もあろうかと思いますが、まず、その点についてはお許しいただきたいというふうに思います。

今回は、この問題につきまして私の方から数点ご提案を申し上げ、この問題につきまして最後にしたいというふうに考えております。

まず、町有地以外の不法に投棄されたゴミ処理については、高齢化の著しい本町の現状を鑑み、行政サービスの一環として適正な公費支出が可能となるよう、要項又は内規等でルール化をし、今後の町民の相談に応じる体制の構築というのをするということでございます。但し、この費用全額を町が負担するということは好ましくはないのではないかと考えます。

不動産を所有する者、又は、使用する者は当然にその不動産の管理を行う義務があり、不法に投棄されたとはいえ、その管理義務を怠ったと言わざるを得ない。

また、その不動産の管理を行う所有者が不明である空き地、空き家等にあるゴミが不法に投棄されたものであると確実に判断することができ、かつ、周辺環境の著しい悪化が懸念される場合には、町はそのゴミの片付けの手助け、又は、上限を設けて費用の一部が負担できるような明確なルールを構築し、担当職員はそのルールを遵守し業務にあたる。

更に、町長は直接、町民からの相談には応じない。

町有地以外の不法に投棄されたゴミ処理についての対応として、以上をご提案したいというふうに考えますがいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

昨年の12月議会、今年の3月議会と2度の議会に亘り、田中議員より不法投棄されたゴミ処理について大変厳しいご指摘がありました。

私自身有意義な議論だというふうには考えております。

議会の中でも答弁したとおり、田中議員のご指摘を受けて鞍手町廃棄物の不法投棄防止、及び処理に関する要項を定め、本年6月1日から施行をしております。

今後は、この要項に基づき廃棄物の不法投棄防止及び処理について手続きを行ってまいります。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

6月1日告示された鞍手町廃棄物の不法投棄防止及び処理に関する要項と、これは鞍手町の環境美化条例に関する趣旨に基づいて条例の運用をより具体的にしたものだというふうに受け止めております。

私が只今提案した内容は、更なる行政サービスの向上に努めていただきたいといった意味でご提案をさせていただきました。今後この提案を受けるか否かにつきましては、執行部の方で十二分にご検討していただきまして、更なるルールの拡充と職員の方々のルールを遵守することで、誰もが安心して担当になることができ、業務に専念できるといったことに繋がるのではないかかなということを期待してのご提案でございますので、ご検討いただければと考えております。

この問題につきましては、以上で終わらせていただきまして、新型コロナウイルス感染症に対する鞍手町独自支援について、次の質問に移らせていただきます。

令和2年第3回臨時会で提出されました議案第40号鞍手町一般会計補正予算第2号でも質疑をいたしましたけれども、国が定める基準日以降に誕生する新生児に対する鞍手町独自支援として、将来同学年となる子どもに不公平感が生じないためにも10万円の支給をすべきではないかというふうに考えておりますし、昨日の新聞報道では、隣の市もこの取り扱いを積極的に取り扱っているというふうに聞いております。

そこでまず、例年の新生児の誕生数といいますか、数というか、と現時点で発行済の母子手帳の数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

例年の新生児の数ですが、年度でいきますと、平成30年度で74名、昨年度、令和元年度では62名でございます。

それから母子健康手帳の発行件数は、いま現在妊娠している方に発行している数でございますが41名分を発行しております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

令和2年の4月28日から翌令和3年4月1日の間に生まれたお子さん、その親、又は扶養者に対してこの給付金を祝い金といった形で給付をする。またこの間に転入して来られた方で同期間内に誕生した新生児を養育する者及び出産した場合は3ヶ月程度本町に居住が確認された時点で同様に祝い金として給付すると。

この対象となる新生児は、いま数字を言っていただきましたが、100人程度だというふうに推測することができます。

鞍手町にとっては1,000万円といった金額になると思いますが、厳しい財政の中で厳しい支出になると思いますが、コロナ禍により生活に不安を感じる新生児を持つ世代にとって非常に意義のある予算支出になるのではないかというふうに考えます。

このことは、子育て世代が鞍手に居することへの感謝を示して、子育てを大事にしている町として大きな一手となりうるのではないかというふうに考えます。その環境を拡充する役割を十分果たすと思います。

特別祝い金として早急に予算化していただきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

特別定額給付金につきましては、国の基準日である4月27日において住民基本台帳に記録されている者を対象に、一人に付き10万円を支給されるものであります。また、この特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不安に対処するために国から支給されたもので、これは家計への支援を支えるものというふうに位置づけられております。

いま、田中議員からご質問がありました基準日以降に誕生する新生児についての特別祝い金という形での支給を10万円してはどうかというようなご質問であります。この特別定額給付金という性格からしますと、私個人としては若干違うかなというふうな感じをしております。

ただ、ご指摘の件につきましては、国会で審議されている第2次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症対応地域創生臨時交付金の配分額が確定した後に慎重に検討していくたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

先程も申しましたけれども6月2日の新聞報道によりますと、隣の宮若市も新生児に対し

同様な給付金を独自に支給するという、これはもう議案が提出されているというふうに新聞では報道がされていました。

本町においても実現に向け積極的に、また、早急に取り組んでいただきたいというふうに考えております。このことが1日も早く実現できることを強く期待をしております。

次に進みます。

次は学生に対する支援の件でございます。

近々の我が国の将来を担う鞍手町居住、又は出身者で勉学に励む学生に対し返済不用な、仮称ではありますが、「コロナ奨学金」等を町独自支援として創設するお考えはありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

学生への支援策につきましては、国は高等教育就学支援新制度による新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生に対して、授業料、入学金の免除や給付型奨学金の支給を実施しております。この制度においては、今回の新型コロナウイルス感染症による家計急変の場合の特例措置等も設けられております。

また、国の第1次補正の予備費により学びの継続のための学生支援給付金が創設されておりますので、国の制度を活用していただければというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

町長がそういうふうなお考えであれば尚更のこと、そういった国の支援金等々が利用可能な状況だといったようなことを広く学生達にも知らせる必要があるというふうに考えていますが、この知らせ方、方法というか、通達の仕方というか、そういったものについてはどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この対象学生に対しては、各大学等にまず申請をし、そして審査を受け、リストの提出を行って日本学生支援機構に対して国が補助金を支出し、その日本学生支援機構から支給を対象学生に対して振り込まれるということです。ですから、これは各大学等が当然ながら学生に対して、この情報については提供しているというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

町長のおっしゃることも十分分かります。当然その大学が学生に対して情報提供をしているということは分かります。

それはそれとして、鞍手町もそういった学生達がそういう情報の入手漏れとかがないよう例えれば、これはホームページでいいと思います。学生はよくホームページ等使いこなせているだろうということが推測されますので、これはホームページ上でもそういった資金を国が用意しているといったようなことで、各大学等々で確認を促すような、そういった形のホームページ上での情報提供といったものも考えられるのではないかというふうに思いますが、町長もう一度お答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

田中議員からホームページと、特に若い大学生というのはホームページやライン等をよく使いこなせているというふうにも考えますので、ご指摘のとおりホームページやライン等で周知をさせて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

私が先程申しました、仮称ではございますが、返済不能な「コロナ奨学金」等の創設といったことに関しましては、ちょっと話がずれたような気がしますが、今後国の2次補正、3次補正等で町の方に十分な余力ができた場合には、今後長期のコロナウイルス感染症との戦いになると思いますので、こういった創設というか、学生に対する特別な町からの支援というか、補助というか、そういったものも検討の課題の1つというふうに私は認識しておりますので、ぜひそういうふうな形で今後検討課題の1つとして頭の片隅においていただきたいと思いますが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

コロナ奨学金を創設すべきということで、これは1回限りではなくて、経年ということだろうというふうにも思います。こういった奨学金等につきましては、先程言いましたように高等教育就学支援新制度によってこれは給付型です。給付型の奨学金の支給があります。そういうもののを利用させていただきたいというふうに思っています。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

それでは学生に対しても、先程言いましたホームページ等で情報提供の拡充を図っていただきたいといったところは実現可能かなというふうに受け止めております。コロナ奨学金というか、そういったものの創設につきましては、現在国の方で利用可能な状態である資金をということでございますので、そのように受け止めさせていただいておきます。

最後になりますが、本町の新型コロナウイルス感染症に関する医療体制についてお伺いをいたします。

北九州市などでは感染者の数の増加、これは現在のところ、おそらく感染が再発している状況にあるというふうに考えておりますが、鞍手町に関する医療体制については、行政の方からご報告等がなかった状態でございますので、多少状況確認等をさせていただきながら質問を進めたいと思います。

まず、本町では感染者が出ていない状況であるというふうに報道されていますが、これは間違いないことでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これも通告の方にはありません。ですが今報道されている情報の中では、鞍手町ではまだ感染者の報告はあっておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

通告にはないということですが、お答えいただきましてありがとうございました。

町長は今この町民が誰1人として新型コロナウイルスに感染していないというこの状況を喜ばしいことだというふうにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは6月の広報紙の中で、町民に対してお礼とお願いというメッセージを出しております。その中で町民の皆さんのがこの新型コロナウイルス感染症に対して非常に理解を深めて、外出自粛等の行動を行っていただいたその成果が現在まで感染症の報告を受けていないということで、大変町民の皆様に対して感謝をしているところです。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

町民の方々の行動に対する感謝という気持ちは私も同じように思っております。

町長ここで逆に考えていただきたいと思います。逆に考えると新型コロナウイルスに対する抗体を持った町民が本町には誰もいないといったことで、感染拡大の要因は隠れているというふうにまず認識すべきではないかなというふうに思います。

そこで、先程前の質問者にもありました、くらて病院等に対する医療体制といったものは県からの指導に従っているといった答弁があったかなと思いますが、くらて病院や本町の開業医との医療連携といったものの構築というのは進んでいるのか否か、答えられる範囲で

かまいませんのでお答えいただけますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程も西藤議員の答弁の冒頭に申しましたとおり、いまご質問の件に関しましては町の一般事務の取り扱いの範囲を超えていて、そういう意味でなかなか答弁をしようにも答えが用意できないということあります。

いま田中議員が言われたように、特に感染症に対する医療体制等につきましては、国、県が中心になって行っています。県については医療指導課が担っているところであります。鞍手町そのものがこの医療体制に関わることはございません。

ただ、くらて病院に対して、この質問に対しても報告をいただいているので、今回に限り報告した内容を保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

くらて病院に確認しましたところ、いま田中議員がおっしゃいますように町内の医療機関の体制につきましては、福岡県の指示のもとルール化がされているとのことでございます。

例えば、町民の方が発熱等の症状があり、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合、町内の掛かり付けの医院に受診されますと、掛かり付けのお医者さんの判断によりまして、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に設置されております、帰国者、接触者相談センター、あるいは、帰国者、接触者外来、これは指定された医療機関でございますが、にPCR検査の依頼をされます。そこでPCR検査が必要と保健所の方が判断されればPCR検査を受けることになります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

政令指定都市等は、その市、自治体の方で感染症の方策、方針といったものが立てられている。それ以外の市町村につきましては、県の指導によってやるといったルールであるということだと思います。従って、まあ現在の医療体制とかといったことについて町の方が把握できないといったことは十分に理解できます。

ただ、感染症が疑われるような方が、開業医やくらて病院に外来として行く、又は無症状な状態で行くといったような場合も想定されると思いますが、これもお答えできればというふうに思います。更には、消防の救急隊が必要に応じて搬送等を行うと思うのですが、これらの防護資材といったものの現在の備蓄、又は調達状況といったものは把握できているのでしょうか。もしできていなければそれはそれでかまいません。

ただ今後そういうものが町の方で把握できるのであれば把握して行く努力をしていただきたいというふうに思いますかがですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町の方ではそういうものは把握しておりません。感染の疑いのある患者さんが来た場合ということについても、これはくらて病院の方に若干伺いました。

まず、発熱外来での診療ということで、医師、看護師等は完全装備にて対応するということです。状態として発熱、咳等を見てインフルエンザ、マイコプラズマ、溶連菌等の検査、C T の撮影等を行いながら P C R 検査をした方がいいと判断されれば保健所に連絡し、P C R 検査を行うということで、くらて病院の方では検体の採取はするということで、それを検査機関に出すということです。

検査機関がくらて病院に取りに来る時間が 16 時ですので、それまでに採取した検体の結果は翌日には分かりますが、16 時を過ぎて献体を採取した場合は翌々日になるということでした。以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

本町の方に感染症に対する事務処理等が許可されていない状況の中でというのは十二分に分かるのですが、行政が準備すべきものなのかどうかというのは私も自信が全くないわけで、お伺いをいたしますが、よく言われる無症状者、又は中症等の患者の経過処置、経過観察といったものが、報道によると、どこどこのホテルを借り切ってとかといったような形で報道されております。

鞍手町でそういう状況の方が出ていた場合、どこでどういうふうな経過観察を受けることができるのか、もし今把握されているのであればお答えいただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恒輔君

お答えいたします。

無症状や軽症、中症化の患者の経過観察でございますが、これも県の指示ということでくらて病院の方から伺っておりますが、重症化の患者さんにつきましては、県の指定された医療機関での入院治療、それから入院しなくてもよい軽傷の患者さんにつきましては、福岡県が確保しています宿泊施設、あるいは自宅での療養というふうになると伺っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○ 3番 田中 二三輝君

県の方がそういった宿泊施設等も用意しているといったことでございますが、北九州市の方で先日病院クラスターが発生して、近隣の市町村の緊急病院に対して緊急患者等の受入れを要請するといったようなことが行われているといったようなニュースも報道されております。北九州市ですらそういった状況でございますので、鞍手で発症した場合、発症者は今言う指定された医療機関といった表現でしか言われていませんが、どこの病院で医療提供が受けられるのでしょうか。

また、県が用意しているそういった施設等々のその自治体自身で感染者が拡大した場合に、本当に鞍手町の発症者が受け入れていただけるのかどうかという非常に心配が残るのですが、その辺はどのように理解したらよろしいのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

只今のご質問ですが、県の指定医療機関というのは、今回この新型コロナウイルス感染症が感染症に指定されております。ですから福岡県が指定している感染症に対応できる医療機関、病院ですね。そういうところでの治療になるというふうには伺っております。

医療機関の確保が難しくなれば病院も、聞いたところによりますと、ランクごとに受入体制をとって下さいという話があつてはいるそうなので、軽症者等を宿泊施設等も不測の事態になれば当然本町にありますから病院の方もそういった無症状の感染者だと、そういう受入が県の方から依頼があるかも知れないという話は伺っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○ 3番 田中 二三輝君

今回感染症ということでございますので、本町独自で医療体制ができたり、医療連携ができたりといったことに関してはかなり大きな壁がある、壁と言ったらおかしいのですが、そういう決まりがあつて自由な裁量で動けないといったところがあるというふうなご答弁だと思いますが、その中でも本町でできることは積極的に取り組んでいただきたいというふうに思いますし、それが町民の不安の解消といったものに繋がつて行くのではないかかなというふうに思いますので、ご担当の方は大変ご苦労だとは思いますが、その点を十二分にご配慮いただいて今後の対応を期待したいと思いますし、町長は更なるそういった職員の方々の動きやすいような環境を作つていただきたいというふうに考えております。このことを申し添えまして、私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で田中二三輝議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 11時28分

再開 11時40分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

5番議員 新谷留晴議員の質問を許可します。

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

通告に従いまして一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症対策による本町の緊急独自支援対策について質問いたします。

現在我が町では、児童数、これは児童手当対象者でございますが、3歳児未満223名、3歳以上、小学生未満が975名、中学生が335名、合計1,533名。

それと児童手当3月分対象者が122名、合計1,655名となっております。

この中には公務員の児童の方は含まれておりません。それは居住市町村からの児童手当が支給されるために除外されております。

児童手当についてですが、国費に月5,000円上乗せ、ひとり親家庭については1万円を臨時特別給付金とするようになっておりますが、この支給については今回1回限りのものであるかどうか、また、2次、3次と感染が拡大すると予想されておりますが、本町においては今後どう対策をお考えか質問いたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先程もありましたが、これが1回限りかどうかというような質問は通告にありませんでしたが、今回の支援策については1回限りでございます。

また支援策につきましては、国においては低所得のひとり親世帯を対象に新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、ひとり親世帯臨時特別給付金、これは仮称でございますが、5月27日に閣議決定をされております。今後は速やかな給付の支給を行うため関係機関と連携して事務を進めて行きたいというふうに考えております。

尚、今後町の独自支援策につきましては、現在、先程も何度も答弁をさせていただいていますが、国で審議されております臨時交付金の配分額等が決定され次第子育ての支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

今から検討されるということは十分確認できましたが、児童手当法という中に総則、目的という欄がありますが、ちょっと読み上げます。

「この法律は父母、その他保護者が子育てについて第一義的責任を有するという基本的認識の基に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与すると共に、次代の社会をになう児童の健やかな成長に資することを目的とする」とあります。

これは、今後感染が2次3次と拡大して行く中で、先程町長の方から1回限りの給付ということですが、本当に打撃を受けるのは、感染が1月末からずっと発症しているわけですが、本当に生活そのもの、児童の安全確保をするためにも影響が出るのは今からだと思います。3、4、5、6この月は非常に厳しいかと思いますが、支給金額は5,000円となっています。ひとり親家庭については金額が変わって来ますが、この支給金額を多少減らしても長期に亘り3ヶ月間、半年間というふうに支給するお考えはありませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま質問者の方から言われましたとおり児童手当につきましては、法律で言われているとおり定められております。従いまして一義的には国がそういった子育て支援に対して支援をするものということで児童手当、又はひとり親世帯に対する養育手当てがあるというふうに考えておりますので、今議員がご指摘のとおり、まずは国が全国の子どもに対してどういう支援ができるか、またそれが継続してできるか、それが本来法律に基づいた児童手当であるというふうにも考えておりますので、国が今回は1万円1回限りについては支給をされておりますが、今後2次補正でどのような施策がでるのか、また今後国自体がこういった長期に亘って景気が低迷し、各家庭の所得水準等が低下した場合に、子どもを持つご家庭自体の生活が非常に苦しくなってくるというようなことであれば、新たな支援策も国の方がまずは考えて来るのかなというふうに思います。

町としましては、まず、独自支援策として国の支援に上乗せする形で5,000円を前回の支援策として各家庭に提供しておりますが、それが十分でないのか、また今後どのような景気状況に基づいて各家庭の世帯自体に影響があるかどうかも含めて第2次補正予算の臨時交付金を充てられるかどうか、そういった今後の対策については先程も申しましたように、予算の配分額、又は支援額等がまだまだ全く確定しておりませんので、そういったものを決定した中で考えて行きたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

ありがとうございます。

言うなればここに掲げている本町の独自支援給付金というふうに名を打っていますので、当然、国、政府の下に我々は動いていると思いますが、いま一度町としての独自の考えをまとめていただいて、良い方向に進めていただきますようよろしくお願ひいたします。

次に、水道料金については基本料金を6ヶ月間免除としていますが、その他のライフワークによる電気、ガス、ゴミ袋等に対して補助するお考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

その他の電気、ガス等の補助については、料金支払いの猶予や支払延滞の対応について迅速且つ柔軟な対応を国が電気、ガス、自動車に要請をしております。

今回国民1人あたり10万円を給付しました特別定額給付金は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不安に対処するため国から支給されたもので、これは家計への支援を支えるものと定義付けられており、本町においては、ガス、電気の補助については考えておりません。

また、電気、ガス等の公共料金につきましては、この生活スタイルなどによりまちまちであることや、電気やガスについては政府が上限認可を行っており、先に申しましたように、国から各事業者への通達により延滞の対応を促しておりますのでご理解をいただければと思います。

また、ゴミ袋につきましては、先程もお答えしましたが、国の第2次補正予算がいま審議中であります。それで町に対する臨時交付金の配分等を見定めながら活用の事業については精査をし、調整をさせていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

電気、ガス等については補助をする考えはないということですが、町長の言われます国からの給付金10万、一応この中から歳出しなさいというふうに受け止めたのですが、実際この給付金の10万円について、本当にそこまで受け取る我々町民がそれにあてがうような考え方があるのか、それは非常に疑問だと思います。

いろいろ世間の皆さんにお話ししているのを耳にしますが、「何を買おうか」、中には「車を買おうか」、そういった話も聞こえます。

これを打ち出した時点で政府なり町がこの給付金に対して、こういった使い方をするようにならざるを得ないという指示というのは、政府も、町も3密を避けなさい、それからステイホーム、外出をしないように、家におるように、そうすると当然今までの一般家庭生活よりも当然消費が多いわけですね。この辺を町民がもっと理解しなくてはいけないと言わればそれまでですが、その辺が、今町長が言われることが町民の皆さんに浸透していればこういう独自の補正することはないかと思います。これは今一度広報にも載せていただいて、全町民に行き渡るようによろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

10万円の定額給付金につきましては、ほぼ今90数パーセント振込が行われているというふうに思っております。その使い道等につきましては、給付をされた方が独自に考えて、どのようにお使いになるか、これもまたご自由であると。

ただ先程言いましたように、この定義としては感染拡大の防止のため、感染拡大に伴う不安に対処するために家庭への支援をさせるものとして定義付けられておりますので、用途としては制限はありませんが、一応そういうことで10万円の定額給付が行われているというふうに思います。

そしてまた、先程も言いましたが、ガス、電気については、これは一応公共料金というようには言われていますが、この認可は政府がするものでありますし、上限についても政府がするものであります。例えば、電気、ガスの他にも鉄道の運賃だとか郵便料だとも政府が認可をして決めるものでありますので、町が独自でそれについて料金をどうの、こうのするというふうにはなかなかならないというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

ご意見ありがとうございました。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で新谷留晴議員の質問を終了します。

次に、4番 宇田川亮議員の質問を許可いたします。

○4番 宇田川 亮君

通告に従いましてコロナ危機の対応について質問をいたします。

ただ、前4名の議員がほぼ全てコロナの関係の質問でしたので、私もいっぱい項目を上げていますが、ダブっているところは極力割愛しながらいきたいと思います。

それから、最初に言っておきますが、2番の町独自支援の（2）持続化給付金と書いていますが、これは国の言うことで、町で言えば支援金ということになります。最初に訂正させていただきたいというふうに思っております。

それでは質問に移ります。

新型コロナウイルス感染拡大により医療体制が逼迫し、介護、福祉、教育現場はかつてない困難に陥っています。更に休業要請や自粛による廃業、倒産の危機、解雇や雇い止めと生活困窮が広がっています。感染拡大や医療崩壊を止めるためには、自粛や休業要請と一体の補償、検査態勢強化と医療現場への財政支援が緊急に必要だというふうに考えています。そういう立場からの質問をさせていただきます。

まず、感染拡大等について、抗体検査の今の現状を先程から述べられていますが、もう一度簡単にご説明下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

質問にあります抗原抗体検査、これも今まで議員が質問の中で、これも町の取り扱う事務ではございませんが、くらて病院の方に要請をし、報告をいただいているので、その報告を答弁に変えさせていただきます。

抗体検査につきましては、5月13日に国の承認があり医療機関が各都道府県と契約し行われる検査です。

P C R 検査により感度が低いもので、くらて病院としてはあまり取り組んでいないとの報告です。また、抗体検査につきましては、過去に感染していたかが分かる検査であり、くらて病院に確認しましたところ検査の感度が得られる科学的検知が不確実であるとのことで、抗体検査は取り組んでいないとの報告でした。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

福岡県でも緊急事態宣言が解除されました。先程の町長の答弁の中で、町民に対してありがとうございましたというようなお礼の文書も含めて述べていますが、誰も掛かっていないわけでもないし、このコロナに対する考え方としては一人一人がみんな感染者だと思って対応していかないといけない。ですからマスクもしなくてはいけないし、距離も取って行かないといけない。そういう状況で、まずそういう考えを前提にしてやらないと、ありがとうございましたと言ったら、町民は考え方によっては「ああよかったです、よかったです、大手を振って遊びに行こう」というような考えに陥ってしまうのではないかというふうに思うわけです。やはり、ここは2次、3次の感染拡大があるかも知れないということも肝に命じて、決して警戒を緩めては駄目だというふうに思うわけです。

それにしても鞍手町の町民の中で陽性感染者はまだ一人も出でていません。ただそれはP C R 検査等が行われていない、数が圧倒的に少ないからであるというふうに思うし、先程言いましたように私も感染しているかも知れない。それは検査をしていないから分かりません。ですから、P C R 検査は県の仕事と言われますが、緊急事態宣言解除を受けて、今休業要請が解かれていってやっていますが、やはり検査の強化をして、検査数を増やして、まあ検査して、2週間前のしか分かりませんが、今あなたは陽性ではありませんというのが分かった上でようやく町民はそこで安心するわけですよ。

だからP C R 検査の強化をやった上で、それと補償一体の上で休業要請を解除するとかということもやらないといけない。県であるならば、県に対してP C R 検査の強化をしっかりと要請するべきではないですか。というふうに私は考えますが、町長の考えを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まず最初に6月の広報紙を読んでいただければ分かりますが、お礼とお願ひというメッセージを出しておりまして、最初は今まで感染者の報告がないということで町民の皆様の行動、意識の高さで出ないということでお礼と、ただ今後も第2波の恐れがあるということから、新しい生活様式、いま議員が言われましたように、マスクだとか、頻繁な手洗いだとか、ソーシャルディスタンスだとか、そういったことについて新しい生活様式についても皆さん今後も努力していただきたいというようなことで、注意喚起も促したメッセージになっていきます。その辺ももう一度ご確認いただければというふうに思います。

それと同時に、PCR検査を県の方に要請をしてはというようなことありますが、実は先日日本医師会から県の医師会に対してPCR検査をしようということから、県の医師会から直鞍の医師会に対して要請があっております。そして、6月某日から実際に直鞍の医師会の中でPCR検査をするというふうな体制をとっているということです。

それについては開業医の先生のところに疑いのある患者さんがあった場合に直鞍医師会の方にこういう患者さんがあるということで連絡をし、医師会がその検査についてするということになっております。

そういったことで直鞍地区に限らず、福岡県内においてはそういったPCR検査をするような体制を整えつつあるというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ぜひそれは進めていただきたいわけですが、特に医療崩壊を防ぐためには医療従事者の定期的なPCR検査は必要だと思います。そうしないと、いつだったか、ある開業医の先生が陽性反応が出来まして、それから患者さんは誰も来ないというような。あ、先生じゃなく患者さんが出て、といったこともあるし、今医療機関に掛かるのをためらう患者さんが本当に増えているのです。

それは歯医者も、目医者も、どんな医療機関でもそうだと思います。今まで、1ヶ月に1回薬を貰いに行っていたのを、二ヶ月に1回にしてもらうとかということで患者さんの受診控えも出て来ているような状況です。

後でも話しますが、そういった中で定期的なPCR検査を医療従事者がやることで医療崩壊を事前に防ぐ一助になるというふうに考えるわけですが、町長の考えを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

これは私の個人的な見解ということになろうかと思いますし、ただ今関連するところとしては、くらて病院についてはPCR検査については今後救急の患者さん、又は、入院患者さんについては検査をしたいというふうに考えておるようです。そしてその体制については整

えるというようなお話を聞いております。と同時に、従事している先生、看護師さんを含めて、くらて病院に従事している方についても検査を行っていきたいというようなことは、お話をとしては聞いております。

ただ、開業医の先生方がどうであるかということにつきましては、なかなかこちらの方で閑知をすることではないというふうに考えますので、それを町がどうするということにはなかなかならないのかなというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

あちこち飛んでみませんが、4番とも絡みがあるので、4番のくらて病院をはじめとする医療機関の対応はというところにも絡みがあるので、それとPCR検査の関係です。

くらて病院ではそういう医療従事者も含めてPCR検査をするかも知れない、断定ではないけれどもそういう話が出ているというような状況ですので、設置者としてもぜひそういう方向で進めてもらいたいというようなお話をだけでもぜひしていただきたいというふうに思います。

(2) 番の小中学校の対応なんですが、先程現在の状況等を詳しく説明していただきました。ただ、この休業中も3ヶ月ほど子ども達も学校に行っていないような状況です。大変心が。友達とも会えない、勉強は私は進んでいるのだろうか、遅れてはいないだろうかと、いろいろなことで悩んだりとかということがあったと思います。

いま又、学校は再開しましたが、いつまた2次感染、3時感染、又は陽性患者が出たら、小倉のようにまたそこは休業になるとかというようなことも考えられるわけで、心のカウンセラーというか、心のケアをぜひやっていただきたいというふうに思う訳ですが、その点についてどう考えているのか教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

議員がおっしゃいましたように、中学校につきましては一斉登校が5月28日から、小学校につきましては、6月1日から学校再開をしております。

児童生徒の中には自分や家族も感染しているのではないかという不安や恐れを抱くなど以前に比べて、以前として心理的なストレスを抱えているという児童生徒がおられるることは考えております。

つきましては、学級担任や養護教員を中心としたきめ細やかな観察等から、児童生徒の状況を的確に把握して、健康相談等の実施やスクールカウンセラー、又はスクールソーシャルワーカー等による支援を行うなどをして心の健康も大切に対応して行きたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もう一つは、先程の11番議員の答弁の中で、いま県の方から調査が来ていると、どういう対策が必要かということも含めて調査が来ていると。調査の内容を検討する時期ではないと思います。本当言ったら。本当言えば休業を解く前にやって、対策ができるで開校するというのが本当ではないだろうかというふうに思うわけです。

ただ、そうは言っても勉強の遅れ、今言われたような心のケアの問題もあると思いますし、いま開校しながらいろいろ対策を改善して行かなくてはいけないと思います。

先程、現在の状況を聞きましたら、やはり、消毒をしたりとか、いろいろなことで先生方も学校全体も大変だと思います。今それだけで回るのかなという気もするわけですよ。としたら、やはりそこにもう少し人員を厚く配置したりだとかということも考える必要があると思います。もう一度この点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、宇田川議員がおっしゃいましたように、今までの消毒に関しましては学校休業中の消毒につきましては、教員の人達が分散登校等の場合終わってからしていました。現在一斉登校になりましたら、終わった後、授業の準備等も合わせながら消毒作業をしているというふうな状況でございます。まさしくおっしゃるとおりでございます。

私どもとしましては、その状況を見ながら、何が必要か、一番大事なものは何かということを的確に判断しながら、一番最善の方法というのを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

少し前まではPM2.5で窓を閉めないといけないとかということが。今はコロナで換気しないといけない。昨日と一昨日と北小と南小をちょっと見ましたが、窓を全開で換気をしながらやっていました。ただ今から、特に明日から雨が降って、雨が降ったら窓は開けられませんから、そういうとこもちょっとものすごく不安に感じますし、そういう対策をどうするのかというのも含めて一つ一つ解明していかないといけない、学校現場でも大変だろうとは思いますが、ぜひ教育委員会も、町長も親身になって、そこは子どもの教育現場ですからできるだけのことをやることをぜひやっていただきたいということを要望しておきます。

それから（3）番の学童、保育所、介護施設と福祉施設の現状と対応ということですが分かれば教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては、福祉人権課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

まず、放課後児童クラブにつきましては、国及び県からの通知を周知するとともに、本町における感染予防策を整理し各事業所の方へ通知をしております。各事業所の方では、三密を避けるため常時窓の開放や、なるべく屋外で過ごさせるなどの対策に努めております。

また、利用保護者に対して小学校の分散登校期間であった5月25日までは親族等に頼ることも、仕事を休むこともできないなど、放課後児童クラブの利用が必要となる児童以外は登所を自粛してもらうように通知をし、利用料につきましては日割り計算をする取り扱いといたしております。

尚、1事業所の利用者数が最も多くなっておりました西川、古月学童、なかよしクラブにつきましては、総合福祉センターが休館となっていた4月16日以降、保健棟の多目的ホールを使用されることで従来施設との2ヶ所で児童を受入れる対策をとっており、6月末まではこの取り組みを継続する予定でございます。

保育所におきましても国及び県からの通知を周知し、感染拡大防止対策を徹底すると共に放課後児童クラブと同様、利用保護者に対しまして5月25日までは登所の自粛をお願いし、利用者負担額は日割り計算としております。

また、国の補助金を活用しまして町立保育所、私立保育所に対しまして1園当たり49万円を支給し、感染拡大防止のための備品等の購入支援を行っております。

次に、介護保険施設等の対応では、国及び県からの通知に基づきまして感染予防に努めていただいております。

入所施設では、感染拡大防止対策といたしまして、面会は緊急、やむを得ない場合を除き制限し、職員は自身が感染源とならないように職場内外での感染拡大防止にかかる取り組みを行っております。

障がい者施設などでは、施設内での利用者の手指消毒、これにつきましては利用者の誤飲の恐れがあるということで、施設職員が携帯用消毒スプレーを利用して消毒にあっているということでございます。また外部の方の入館は原則禁止として、必要な場合は事前に連絡をしていただいて入館の可否を決定するなどの措置を講じておるということでございます。

なお、入所施設につきましては、入所者の規制や外泊の回数を減らすように協力を依頼し、通所施設におきましては、通所ではなく在宅でのサポートに切り換える等の対応を行っておりますということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

学童保育についてですが、福祉センターのところにある学童については福祉センターの多目的室を使用するということで、結構多目的室は広いからいいのかなというふうに思うのですが、他の学童の施設についてはやはり、特に雨が降ったときなどは三密は避けられないのではないかというふうに思うわけですが、そういうのはどういうふうに対処されていますか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

町議がおっしゃられるとおり、西川、古月の学童保育につきましてはいま説明申し上げました対応をとれるわけでございますが、それ以外の3ヶ所の学童につきましては、やはりおっしゃられるように密になってしまってはいけませんので、できる限りの対応策、児童に対します手洗い、手指消毒の徹底、マスクの着用につきましてお願いをしているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

学童にしろ、保育所にしろ、今の定員で言えば、 m^2 数の基準というのがあります、それは指導員一人に対して何人でと。それからこれだけの広さがあれば何人入れますというような基準であって、コロナのことは想定していませんでしたよね。そうしたらコロナは2メートル空けなさいと。ソーシャルディスタンスで。じゃあ今の施設自体が、晴れの日はいいですよ。できるだけ外でということで。今後も今からもう考えて行かないといけないのではないか、大きなものを作れということでなくても、どこかの代替え施設を一時的に取りあえず使わせるとか、先程の福祉センターのように。ということもちょっと考えるべきではないかというふうに思うわけですが、町長の考えを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いまある既存の国の基準には当然ながら基準を満たしているわけではありますが、今後のコロナ、先程も言いましたような新しい生活様式というようなことを考えますと当然ながら議員がご指摘のとおり、学童保育についての建物そのものについて考えるか、又は代替施設どう考えるかというような課題は出て来るというふうに考えております。

ただ、いずれにしましても今後国がどういうような基準を見直して来るかというようなことも考えられますので、そういうことを考えながら現状、今鞍手町でできる範囲内で、先程も課長が答弁したとおり感染予防をして行くということだというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

先程の西川、古月のようなこともぜひ町の別の施設を間借りするとかということも含めてぜひ考えていただきたいと思います。

それから、介護施設、福祉施設、特に障がい者施設の通所の関係ですが、やはり密を避けるために通常の人数を減らしたりとかということをしている所はたくさんあると思います。とすれば、その事業所の経営がやはり極端に悪化する、これは国の持続化支援金だけでは足りないのではないかというふうにも思うわけです。

今の状況について、町の施設ではありませんから分からぬでしょうが、ぜひ町内にあるそういう介護施設、障がい者施設ですから、状況を把握していただきたいというふうに思うわけです。それと状況を把握すると同時に意見も、こういうことに困っていますとかというような話もぜひ聞いていただきたいというふうに思いますが、この点について考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま報道等で医療機関についても、先程も質問の中でもありましたように、患者さんが受診を抑制しているというようなこともあります。また、介護施設についても、いま議員がご指摘のように、通所についてもおそらくは学童だとか保育所と同じように通所も自粛要請があつてたというふうにも考えております。

そういったことから当然ながら経営状況も厳しいというふうに想像はできます。ただ、今現在として鞍手町はそういった介護福祉施設についてどのような経営状況であるかというような調査はしておりません。今後このコロナ関係が更に第2波、第3波というようなことが起これば更なる経営も厳しくなるというふうなことも考えられます。

そういった観点から、町としてそういった民間施設の経営状況を把握していいものかどうか、その辺が法的にはどうなのかということもちょっと引っ掛かるところはありますが、その辺については庁舎内部において検討し、できるようであればしていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

綺麗に財務処理を出せとかという話ではないですよ。今の状況はどうなのかというのは町として把握した上で今後に繋がるわけですが、支援の問題が出て来るわけですよ。どういう支援が必要か、どのくらい必要かというのがそれで積算されて来るわけで、そのためにもぜひ現状をある程度リアルに掴む必要があるというふうに思いますので、ぜひ積極的に検討し

て下さい。

次に行きます。

(5) 番です。理美容及び飲食業の状況と対応。一応緊急事態宣言が解除されてティクアウトだけだったのが、開業してきたというお店も増えてきています。そういった中で感染防止の観点からどういった対策なりを練っているかというのもぜひ把握していただきたいというふうに思いますので、わかる範囲でその状況を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件についても、先程の介護施設と同じように民間の事業者に対してつぶさに状況を報告していただくということがどうかというようなことはありますが、支援策等の関係もありますので、この件については地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

町内で理美容業又は飲食業を営むそれぞれ4事業者について鞍手町商工会を通じまして現在の営業状況や感染拡大防止策について確認をいたしました。

この内、理美容業では緊急事態宣言解除を受けて営業時間帯としては宣言前の状態には戻ってはいるものの半数の2事業者が完全予約制でお客様を受け入れるということを導入しておりました。

また、感染予防対策としましては、令和2年5月29日付けで全日本美容業生活衛生同業組合連合会等から発表されました新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインに則りまして、具体的には店舗入口ドアの開放、来客用アルコール消毒の設置、マスクの着用、施術用のイスとイスの一定間隔の確保、施術後のイス、ハサミ、ブラシ類など道具のこまめな消毒、顔剃り時にはフィールドシールドや手袋を着用、こういったことを実際にされているということでございました。

また、飲食店におきましても状況を確認しました4事業者ともに緊急事態宣言解除後においても時短営業、通常より早い営業で終業するといった取り組みや、曜日により昼間のみの営業をしていると。あるいは夜間営業自粛を実施しているというようなことでございました。

また、感染予防対策といたしましては、店内の換気の徹底、あるいは来客用のアルコール消毒の設置、店内のこまめな消毒。店員につきましては、マスクを着用する、テーブル、座席における一定間隔の確保、座席数の減少、テーブル上の調味料等を撤去する。あるいはセルフサービス物を撤去する、こういった取り組みをされているということでした。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

いま調べたところは理美容も4事業者、飲食業も4つということで、鞍手町はそれだけではありませんのでぜひ把握して、東京でいま適用とかというシールを貼ろうかというようなこともしていますが、それに至らなくてもある程度の、こういう状況で安心ですよというような安心感。そしてPCRですよ、定期的なPCR検査をするというのがやはり必要なんですよ、開業する上では。なかなかやはりお客様さんは戻って来ませんから、そこも含めて考えていかないといけないというふうに思っております。

次に、(7)番ですが、建設中のくらて病院及び新庁舎建設のコロナに対応した変更はということですが、くらて病院については先程ご説明がありました2つの点について変更したというようなことで、地域医療を守るという観点から、感染者が出ても簡易陰圧室だとか、いろいろなことを考えているというような、変更もしているということですので、それについては結構ですが、新庁舎の建設にあたって、今現在もこれは密です。特に執行部。議場だけではありません。庁舎内も、いま来客者と透明のフィルムをしていますが、中はみんな密です。これは変えないと駄目でしょう。何か対策を打たないと。というふうに思うわけですよ。それも含めたコロナとともに共生する時代になって来るわけですから、そういう意味では新庁舎の建設の中身もちょっと変更が生じて来るのではないかと。逆にしないといけないのではないかというふうに思うわけですが、これについて考え方をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新庁舎につきましては、これから基本設計を行う段階であります。今回の新型コロナウイルス感染症対策も視野に入れまして新しい生活様式に配慮した庁舎を目指して行きたいというふうに考えています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

これからということですのでぜひお願いします。

次に、町の独自支援策についてです。

先程感染防止等についていろいろな状況を聞いてきましたが、特に、最初に申し上げたとおり医療崩壊を絶対やつては駄目だということから、医療、介護施設等の財政的な支援、ここはやはり肝だろうというふうに思うのです。

これについて町長はどういうふうに考えているのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先日、議決をいただきました鞍手町の補正予算第2号におきまして、医療、福祉施設等の

事業所へ一律10万円の支援をさせていただきました。また、国は、これは何度もお話をしていますが、令和2年度の一般会計の第2次補正予算の中で、これは医療従事者やまた介護施設の職員に対して一人5万円から20万円の慰労金の支給をすることということで閣議決定をし、現在国会で審議をされていることだと思います。

このことから、町としては医療、介護施設等への財政支援は今のところは非常に難しいというふうに考えておりますが、今後検討課題の1つであるというふうには認識をしています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

そこの医療従事者、介護従事者についての個別の支援というのは国で今検討されているところもありますが、そこの経営自体が成り立たなくなってきたような状況です。

先程町長も言われましたが、患者さんが来ない、そういう中で特に医療機関ですから、普通のとは桁が違いますが、町で財政支援ができるような、そんな額ではありません。それは分かっています。ただ、介護施設については、今から高齢化社会がどんどん加速して行く中でつぶすわけにもいかないと思いますし、そこにはぜひ町ができる範囲の分をやって、医療機関ももちろんですが、やはり国に対してまだまだ足りませんよというようなことも訴えていただきたい。

第2次補正の中で、医療関係でも2兆円の予算がついていましたが、全然足りないと思います。そういう意味では、医療崩壊を防ぐためにもぜひ町からも声を上げていただきたいと思いますが町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

町単独ということでありましたら、なかなか郡の町村会、又は県の町村会、そういうところを通じて国に要請するということも1つとしてありますし、又、鞍手町議会としても、議会からもそういった要請をしていただければ心強いというふうにも思います。そういう観点から様々なところ、知事会も知事会としてそういう要請をしているというふうな報道もあってますので、様々なところから国に対して要望して行くということが大切なというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

いま町長が言われたことは本当に大切なことだろうと思います。あらゆる方面からそういう声を上げて行きたいと。私達もそういうふうに思いますので、ぜひ町長もお願いします。

次に、持続化支援金の簡素化とスピードということで、先程8番議員がこの点について質

問されました。ただちょっと気になったのが、国は国として県が30%から50%で、県は国の4分の1だからそれに足してやりますよと。一番多いところで県の支援を受けたのは町と合わせれば75万円という形になるわけですが、この30%減と29%減と、0か75万かという話になって来るわけですよ。

コロナで影響を受けていない事業所は1つもないと思いますよ。今回の持続化支援金については補正予算の時も話しましたが、収入に入れるわけでしょう。最後の確定申告でも報告するわけでしょう。これだけいただきましたと。プラス、マイナスして、マイナスなら税金は払いませんが、そういう形になって来るわけなんで、多く貰いすぎていたら返すのですよ。確定申告で。ですから町として、それこそ小竹町も15%で支援金、支援金は支援金ですが、協力金、支援金という形でぜひ鞍手町の事業者は1つも潰さないという思いから、折角地方創生臨時交付金があるわけですから、予算も組んでいる分けですから先に配ったらどうですか。それが一番早いと思いますよ、どうですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま急にまた質問されていますが、持続化給付金、支援金の簡素化とスピードはというような質問で、今の質問に対しては通告がありませんでしたので用意はしていませんが、いま宇田川議員が言われますように、例えば、30%と29%と、そこで0から75になるというようなご指摘でした。

これは先程の答弁もさせていただきましたように、30%以下であれば通常の経済循環の中で上下する範囲であろうということから、県の30から50という制度に上乗せする形で鞍手町としても制度を構築させていただきました。そういうことから、どこかで区切りを付ければ、いま宇田川議員がご指摘のように29と30というようなことが出てこようかというふうに思いますが、制度を設計する上では致し方ない部分かなというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

最初に私が言ったのが究極の簡素化とスピード感ですよ。配ったらいいですから。一発で終わるではないですか。あと確定申告で事後精算して、多く貰いすぎたら返せばいいわけですから。一番簡素化されているではないですか。そういう意味で言っているわけですから。これは委員会審査の時は言いましたが、臨時会の時では言っていません。

ぜひ次も考えているかも知れませんので、こういった持続化支援金については、30%下がったところは許容範囲とか思ったら駄目ですよ。町長。30%も利益というか収入が下がったら大事ですよ。死活問題ですよ。

ですから、その多い少ない、貰いすぎた、貰いすぎていないというのは後から精算でき

るわけですから、そのことを考えた方が町民も、ああ町はもうくれたのだと。コロナの影響を受けていないところは1つもないですよ。本当に。

いろいろな感染防止対策もいろいろな事業所でもやっていると思います。小さい事を言うと消毒液を買ったり、マスクを従業員に支給したりというのもあるわけですから。鞍手町はしっかり下支えしてくれるのだという町長の思いを早く町民に届けて欲しい、そういう意でこういった支援金については先に配るということをぜひやって欲しいと思います。

よろしくお願ひいたします。これは要望です。

最後の3番に行きます。

地方創生臨時交付金の配分予想、先程から町長はまだ分かりませんがというようなお話をされていますが一応前回の倍ですね。いま補正で組まれているのが。国は前回1兆円でした。今回第2次補正で2兆円、しかも一次補正で配分されたのはその内の70%ですよ。あとの3割は国がうんと言ったら配るというような。1兆円の70%、7,000億円を地方の自治体に配分したわけで、それでも町には9,000万円以上入ってきました。

これもおそらくですが倍近くはあるでしょうという予想は立つわけですね。先程から縷々いろいろな状況を聞いてきましたが、町の独自支援としてこれだけは必要ですよというのを積算したら足りないと思うので、まずはそこを積算すること、そのための町内の状況を掴むことということが必要だと思うのですが、その上での独自支援だと思いますから、いま町長の考えている配分予想と独自支援、また独自支援についてはいつ頃されるというような予定を組んでいるのか、思っているのかを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

いま議員から言われましたが、今回新型コロナウイルス感染症対応の地域創生臨時交付金は、前回の1兆円から2兆円になるということから、倍になるのではないかというような質問がありました。

いろいろと情報を収集しております。その中で、いま言われているのは、今回は特に都市を中心に非常に困窮している度合が高いということから、いま家賃の補助だとか、いろいろと報道等ではありますが、どうも都市を中心とした配分が高くなるのではないかということが1点。

同時に地方公共団体の中では、前回都道府県に対しての配分が自治体に比べれば少なかつた这样一个事から、都道府県に対しての配分が多くなるのではないかというような情報があります。

そういうことから、私が聞いた範囲の中では1兆円が2兆円になったからということで倍になるということはまずないだろうというような話です。そういった中でじゃあどれくらいになるかというのが全く今のところ見当が付かないところではあります。

いま言ったように、都市を中心とした配分と同時に財政的な問題があつて、要するに財政

の厳しいところには配分しようと。財政収支比率に基づいた配分の増減もあるというようなことも一部では報道としてあっていました。ですから、全くどのような基準で、どのような配分になるかというのは、今は今回の2次補正については読めないところがあります。

一次補正については5年前でしたか、同じような制度がありましたのである程度予測は付きましたが、今回の場合はなかなか実際いろいろと情報は収集しておりますが、厳しい状況の中です。

そういうことから、先程来答弁していますように、2次補正の配分額が確定してからということにどうしてもなってきます。鞍手町の財政状況は議員もご存じのとおり非常に厳しいところがありますので、なかなか財調を取り崩してだとかというようなことにも難しいところがありますので、どうしてもこの臨時交付金を財源の主たるものとして支援策を考えて行くということになりますので、非常に限りがあるものということになります。

そういう中で、いま一番鞍手町の方達の中で非常に厳しい状況にあるところはどこなのか、またそういったところに対してどういう支援ができるのか、そういうことを、先程言わされましたように調査というか、聞き取りをしながら考えて行くことが必要だろうというふうには思います。

いずれにしても、ここでこういうような支援策をどの程度するというようなことはなかなかお答えがしづらいということで、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

予想を立てにくいというのはよく分かりました。ただ、先程町長が言われましたが、ぜひ町内のいろいろな各方面の状況と、どういうものに困っているのか、どういう支援が必要なのかというのをぜひ把握していただいて、その上で町の支援としてはこのくらいは必要だと、そういうのはある程度固めた上でこの臨時交付金の配分額が決まったら、そこで優先順位を付けてやるということが必要ではないだろうかというふうに思うのです。

これはいつ頃かと、できるだけスピード感を持ってやらなくてはいけない。配分額が決まって、それからちょっとと考えましょうかというのではスピード感は全然ありませんから、今からもう考える必要があると思います。もう一度お願ひします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在各課に対してそれぞれの課においてどういう支援を考えたらいいかというようなことについてはいま指示をしております。そういうものを議会の最中ではありますが、それを集約した上で支援策については検討して行きたいと。同時に商工会からも要望をいただいております。そういうことは特に現状を把握する上では重要だというふうに思いますので、そういう要望についても支援として考えて行きたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

いずれにしろコロナ対策については今のところ 100% の答えはないわけで、どれが一番正解とかということはないわけで、今一つ一つ考えながら、いま一番何が必要かというのをお互いに考えて、意見を出し合って、協力しあって町民生活、営業、仕事も守っていきたいというふうに思います。このことをお伝えして私の一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮議員の質問を終わります。

これで全て的一般質問を終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日 10 日を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日 10 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 12 時 46 分

令和2年鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号）						
	令和2年6月11日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開会開議			議長		
	令和2年6月11日 午前10時00分			星 正彦		
出席及び 欠席議員	閉会開議			議長		
	令和2年6月11日 午後10時34分			星 正彦		
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	添田政勝	出矢	11	西藤典子	出矢
	2	野口美恵子	出矢	12	的野信之	出矢
	3	田中二三輝	出矢	13	須山由紀生	出矢
	4	宇田川亮	出矢			
	5	新谷留晴	出矢			
	6	篠原哲哉	出矢			
	7	星正彦	出矢			
	8	有働徳仁	出矢			
	9	栗田美和	出矢			
会議録署名 議員	10	許斐英幸	出矢			
	8	有働徳仁	9	栗田美和		

職務 席	議会事務局長	武谷朋視	出矢	議会事務局次長	長浦良	出矢
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	岡崎邦博	出矢	会計課長	友澤和子	出矢
	教育長	栗田ゆかり	出矢	建設課長	松永憲昌	出矢
	総務課長	三戸公則	出矢	政策推進課長	高橋奈美江	出矢
	福祉人権課長	芝野英和	出矢	地域振興課長	立石一夫	出矢
	税務住民課長	藤原光徳	出矢	上下水道課長	原敏勝	出矢
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	筒井英和	出矢	教育課長	古後憲浩	出矢
	保険健康課長	梶栗恭輔	出矢			
議事日程		別紙のとおり				
付議事件		別紙のとおり				
会議経過		別紙のとおり				

令和2年第4回鞍手町議会定例会議事日程

6月11日 午前10時開議

第3号

- 日程第1 議案第47号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第48号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第49号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第44号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第45号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第46号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第50号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第51号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税の課税免除
(総務文教委員長報告)
- 追加日程第1 議案第52号 古月保育所大規模改修工事請負契約の締結
- 日程第9 閉会中の継続事件

令和2年6月11日（第3日）
開議 10時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

本日の会議には、4番議員 宇田川亮議員から欠席の届出がありましたので報告します。
これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第47号から日程第3 議案第49号までの3件を一括して議題とします。
本案は、民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。
須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第47号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

議案第48号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第49号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

本委員会は、6月3日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第47号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第47号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第47号 鞍手町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第4 議案第44号から日程第8 議案第51号までの5件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第45号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第46号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例。

議案第50号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）。

議案第51号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和2年度固定資産税課税免除。

本委員会は、6月3日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第44号 鞍手町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例。

本委員会は、6月3日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を否決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第44号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第44号 鞍手町行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

従って、原案について採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は举手を願います。

(「举手」 多数)

举手多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」 多数)

举手多数です。よって議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」 多数)

举手多数です。よって議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」 多数)

举手多数です。よって議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく、令和2年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」 多数)

举手多数です。よって議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から、議案第52号 古月保育所大規模改修工事請負契約の締結について議案1件が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第52号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第52号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第1 議案第52号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第1 議案第52号は、古月保育所大規模改修工事請負契約の締結であります。

本議案は、古月保育所大規模改修工事につきまして、5月27日に2社による公募型の指名競争入札の結果、

契約金額は、2億7,605万9,300円。

工期は、契約の効力の発生の日から令和3年2月28日までとして、

匠建設株式会社 代表取締役 江藤正幸と契約を締結するものであります。

以上が、追加日程第1 議案第52号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第52号について質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

提案理由の説明の中で、効力の発生の日からというふうな表現がありましたけれども、大体どのくらいを予定されていますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えいたします。

契約の効力の発生の日は議決日となりますので、6月11日、本日を予定しております。

以上です。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

そうしますと、後は工事との関係が始まるのだろうと思いますが、この間、子ども達は、当初予算等で確かに説明があったと思いますが、剣第1保育所の方で保育を行うというふうに聞いたと思いますが、キャバ的には問題なく保育が行われるのかどうか、そこを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

お答えいたします。

いまご質問がありました内容につきましては、一応 7 月から旧剣第 1 保育所を古月保育所の借り園舎といたしまして受入開始を考えております。

キャバに関しましては、現在の古月保育所の入所児童数が 6 月 1 日で 121 名でございます。剣第 1 保育所の方が保育室が少ないため遊戯室を保育室として使用する必要がありますが、受入は可能であるというふうに考えております。

また、遊戯室を保育室として使用することは、児童福祉法上の問題はございません。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 52 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 52 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 10 時 16 分

再開 10 時 35 分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第 1 議案第 52 号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6 番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 52 号 古月保育所大規模改修工事請負契約の締結。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 52 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第52号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います

議案第52号 古月保育所大規模改修工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」 多数)

挙手多数です。よって議案第52号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第9 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり閉会中の継続審査の申し出があつてあります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これをもって本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第4回定例会を閉会します。

閉会 10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 有 勵 徳 仁

議員 栗 田 美 和

令和2年6月11日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査